

廿日市市地域強靱化計画

令和 8 年 3 月 一 部 改 訂

廿日市市

令和2年10月 策定

令和4年 4月 一部改訂

令和6年 3月 一部改訂

令和7年 3月 一部改訂

令和8年 3月 一部改訂

目 次

第1章 総論	- 1 -
1 計画の策定趣旨	- 1 -
2 強靱化の意義	- 1 -
3 計画の位置付け	- 2 -
4 計画の推進期間	- 3 -
第2章 本市の特性	- 4 -
1 市域の概況	- 4 -
2 過去の被災状況及び今後起こりうる被害の想定	- 9 -
第3章 強靱化の基本的な考え方	- 15 -
1 想定するリスク	- 15 -
2 強靱化の目標	- 16 -
第4章 強靱化の現状と課題	- 18 -
1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	- 18 -
2 脆弱性評価の結果	- 20 -
第5章 推進すべき施策の方針	- 34 -
1 施策分野の設定	- 34 -
2 施策分野ごとの方針	- 34 -
3 リスクシナリオごとの方針	- 50 -
4 重点化する施策	- 50 -
第6章 計画の推進	- 52 -
1 計画の推進及び進捗管理	- 52 -
2 計画の見直し	- 52 -

第1章 総論

1 計画の策定趣旨

我が国では、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成25(2013)年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が公布・施行された。その基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であるとされている。そのため、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくため、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)を平成26(2014)年6月に策定し、さらに、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成30(2018)年12月に基本計画の見直しを行った。

この国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取り組みのみならず、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定・見直しに引き続き、地方公共団体において国土強靱化地域計画(地域強靱化計画)が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取り組みを推進していくことが重要とされている。

こうした動向を踏まえ、本計画は国全体の国土強靱化施策との調和を図りながら、国や広島県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、廿日市市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定する。

2 強靱化の意義

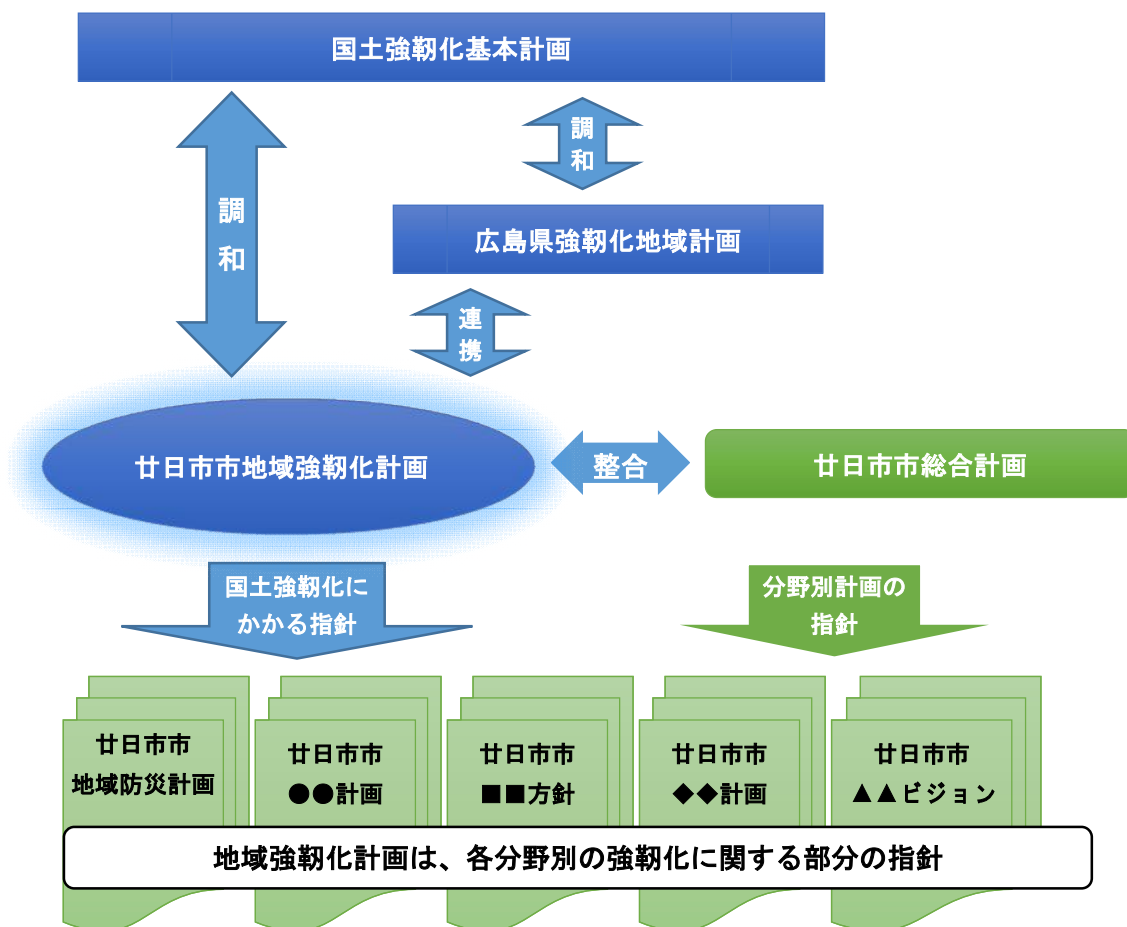
本市において強靱化に向けた計画を推進することの意義は次のとおりである。

- ◎ 大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、本市の社会経済活動を維持することで、安全・安心な市民生活を実現する。
- ◎ 自然災害に対し強靱なまちづくりを進め持続的に成長することで、本市を「ベッドタウンからホームタウン」へと変革し、名実ともに広島県西部の拠点都市として発展させる。
- ◎ 本市の基本理念である“市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり”を実現する。

3 計画の位置付け

(1) 国・広島県の基本計画及び本市の総合計画及び分野別計画との関係

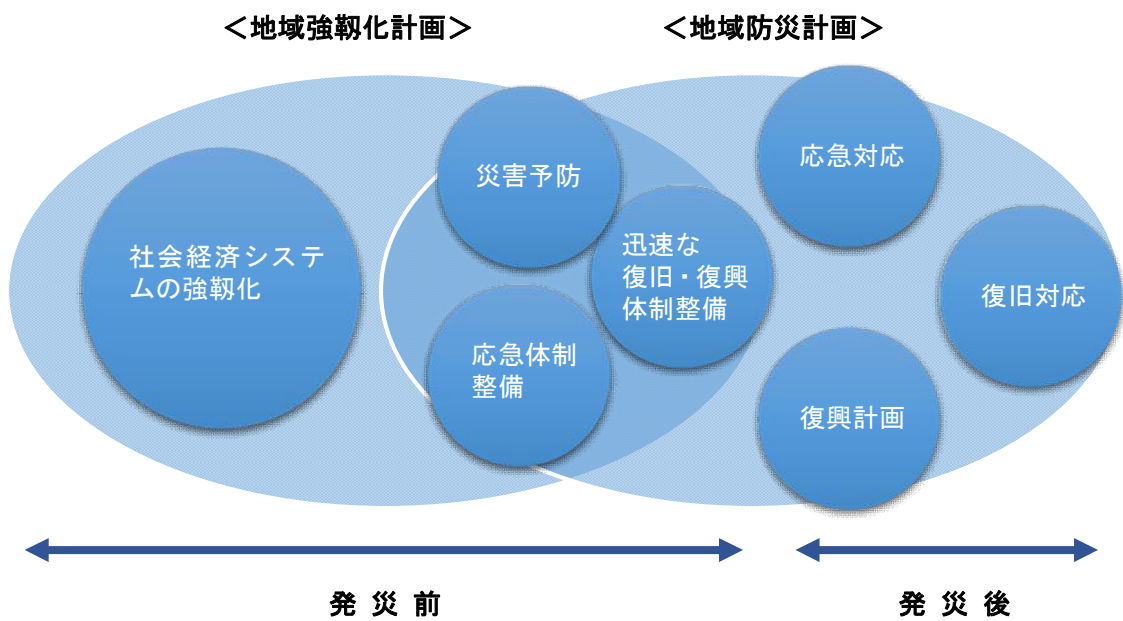
本計画は、基本法第13条に基づく「地域計画」であり、国の基本計画と調和を図りつつ、本市の市政の基本方針である「廿日市市総合計画」とも整合を図りながら策定し、「廿日市市地域防災計画」や廿日市市総合計画の各種分野別計画における本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けるものである。



(2) 地域防災計画との関係

本市では、災害対策基本法に基づき「廿日市市地域防災計画」を策定し、風水害、地震・津波等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めている。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、地域全体としての強靱化に関する総合的な指針である。



4 計画の推進期間

社会情勢の変化や国・広島県の強靱化の状況に応じた施策の推進が必要となることから、本計画が対象とする推進期間は、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの概ね6年間としていたが、広島県の国土強靱化地域計画との連携を図るため、計画期間を1年延長する。

第2章 本市の特性

1 市域の概況

(1) 位置

本市は、広島県西部に位置し、北は安芸太田町及び島根県、東は広島市、西は大竹市及び山口県に接し、南は瀬戸内海に面している。

市域は、大別して沿岸部の廿日市・大野地域、島しょ部の宮島地域、内陸部の佐伯地域、山間部の吉和地域の4地域からなり、総面積は489.49k㎡（令和元(2019)年10月1日時点）で、広島県の面積の約5.8%を占めている。

■位置図



(廿日市市都市計画マスタープランから抜粋)

(2) 地勢及び地質

ア 廿日市地域

南に広島湾、東北に極楽寺山(697m)、西北に野貝原山(733m)、西に烏帽子山(632m)がそびえ、その支脈が北及び西北に連なり三面を山に囲まれた地域である。これらの山間を可愛川と御手洗川とが広島湾にそそいでおり、これらの流域は、沖積作用と人工埋立てにより平坦地を形成している。この3山は、いずれも急勾配をなしており、また、山地のほとんどが花崗岩質を基礎とした地帯であり、樹林の育成は不良である。

花崗岩類は、風化作用を受けやすく、地域内の大部分は浸透性の砂質土壌を形成していることから、雨水の貯溜作用が乏しいため多雨に際しては洪水を起こしやすい地質である。

イ 佐伯地域

地域全体が標高200m以上に位置しており、北部は、羅漢山、大峰山、板敷山、鬼ヶ城山、横山と1,000m級の山々に、南部は、三倉山、勝成山、権現山、空山と600m級の山々などで四方を囲まれている。それらの山間を、小瀬川、玖島川が流れ、その流域に平地が形成されているが、まとまった平坦地は幹線道路沿いに限られている。

南部は、浸食されやすい花崗岩類、北西部も同様な山砂利層で、ところどころに玄武岩、安山岩が混じり、山崩れが起こりやすい。

ウ 吉和地域

広島県の西北端、島根・山口両県との県境に位置し、標高は耕地部で平均 580mで、積雪寒冷地帯に属し、豪雪地帯に指定されている。地域の約 97%を山林が占めており、平坦地は極めて少ない。山は、標高 1,339mの冠山をはじめ、十方山 (1,318m)、女鹿平山 (1,082m) などに囲まれ、地域の中央を太田川が南から北に貫流し、小規模な高原盆地を形成している。

地質の生成は、花崗岩、古生層が最も広い面積を占め、わずかに玄武岩があり、山崩れが起こりやすい。

エ 大野地域

広島湾沿岸部に位置し、西から南西にかけて大竹市と接し、東南を除く三方は中国山地の余脈が海岸線に迫り、約 80%が山地である。山は、標高 699.5mの権現山を最高峰とし、次いで 596.6mの経小屋、532.3mの嵐谷山などがある。これらの山地一帯には 400mから 500mまでの諸峰が連なり、それらの山間を毛保川と永慶寺川が大野瀬戸にそそぎ、この河川の流域一帯にやや広い平野を形成している。

地質は、古生層、花崗岩、沖積層からなり、そのうち花崗岩が最も広い位置を占め、特に山地の急斜面は土地もやせ崩壊性に富み、雨水の貯留作用が乏しく、多雨に際しては洪水を起こしやすい。

オ 宮島地域

広島湾内に位置し、広島市より西南海上約 20 kmの距離にある。標高 535mの弥山を最高峰とし、次いで 509mの駒ヶ林、466.8mの岩船岳など、急峻な山岳が多い地形で、平坦地は乏しく面積の大部分はこれらの急傾斜な山林に覆われている。多くの種類の樹木が天然林である。

地質は、全島が花崗岩の風化した真砂土からなり、浸透性の砂質土壌であるため雨水の貯留作用が乏しく大雨に際しては洪水を起こしやすい。

(3) 気候

ア 廿日市地域

瀬戸内海式気候に属し、年間を通じて温暖な気候である。気温は比較的温和であり、年間平均気温は 15.6℃である。また、年間平均降雨日数は 44 日であって、降水量は年間平均 1,344.6mm で梅雨期と台風期に多い。

イ 佐伯地域

瀬戸内海式気候に属するが、高地にあるため廿日市地域に比べると冬季はやや気温が低く、積雪も見られる。年間平均気温は 12.4℃、このうち 1 月が最も低く、平均 1.5℃、8 月が最も高く、平均 24.2℃となっている。降水量は、概ね、年間 1,500～2,300mm前後で、このうち梅雨時の 6 月が最も多く平均 371mm程度となっている。

ウ 吉和地域

冷涼多雨で、平坦地での平均気温は 11℃前後、1 月には -6℃まで下がり、特に寒い。

また、8月は24℃前後と比較的低く、夏季でも過ごしやすいものの、盆地のため霧が発生しやすく、多湿である。降水量は、年間平均1,794mmで、月平均雨量は149mm、梅雨期の雨量は996mmである。降雪は、11月には初雪が降ることもあり、終雪は3月上旬、年によっては、4月に雪が降ることもある。積雪は、平坦地で50～60cmに達し、1月から根雪となる。

エ 大野地域

瀬戸内海式気候に属し、山間部と沿岸部とでは若干の差はあるが年間を通じて温暖な気候である。降水量は、梅雨時期と台風時が最も多く年間1,600mm程度である。

オ 宮島地域

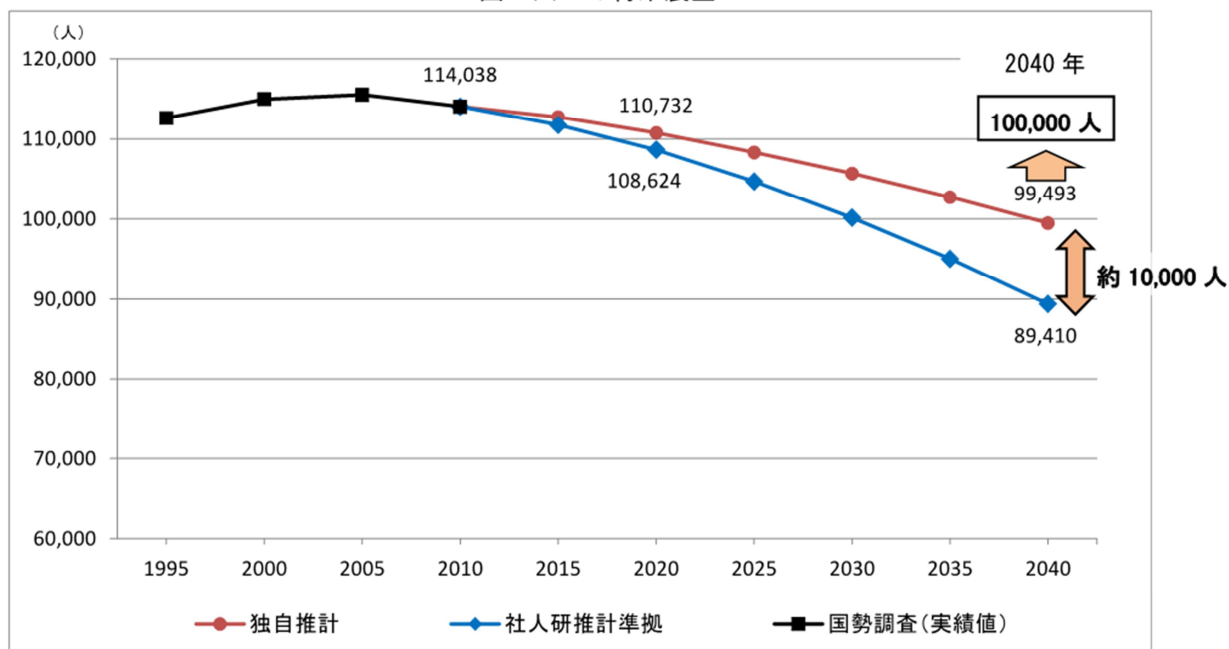
瀬戸内海式気候に属し年間を通じて温暖な気候である。降水量は、梅雨時期と台風時が最も多く年間1,600mm程度である。

(4) 人口の将来展望

平成30(2018)年の国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)の人口推計によると、本市の総人口は、2045年には105,410人になると推計されている。

こうした中、令和3(2021)年に改訂した「廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、結婚・出産・子育てに関する施策や転出超過の抑制施策に積極的・持続的に取り組むことで、2045年の人口を110,000人と展望している。

図 人口の将来展望



※独自推計: 出生率が2030年に1.83、2040年に2.07まで上昇し、移動率が2018年社人研推計に準拠するとした場合。

※社人研準拠: 2010年から2015年に観察された地域別の人口移動傾向が2040年から2045年まで継続すると仮定した場合。

出典: 廿日市市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン
(令和3(2021)年改訂)

(5) 公共施設の状況

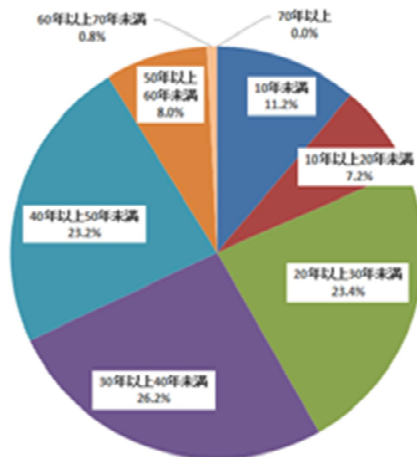
ア 建物施設

本市の建物施設は、高度成長期以降も増加する人口や多様化する市民ニーズ等に合せて整備してきたことから、今後一斉に大規模改修や建替えなどの更新時期を迎え、これに係る費用が市の財政状況に大きな負担になることが想定される。また、築30年以上の建物施設が58.2%（令和4（2022）年時点）も占めており、2032年には、築30年を経過する建物が全体の81.6%を占めることとなることから、長期間継続して整備した建物施設の計画的な対応が必要となる。

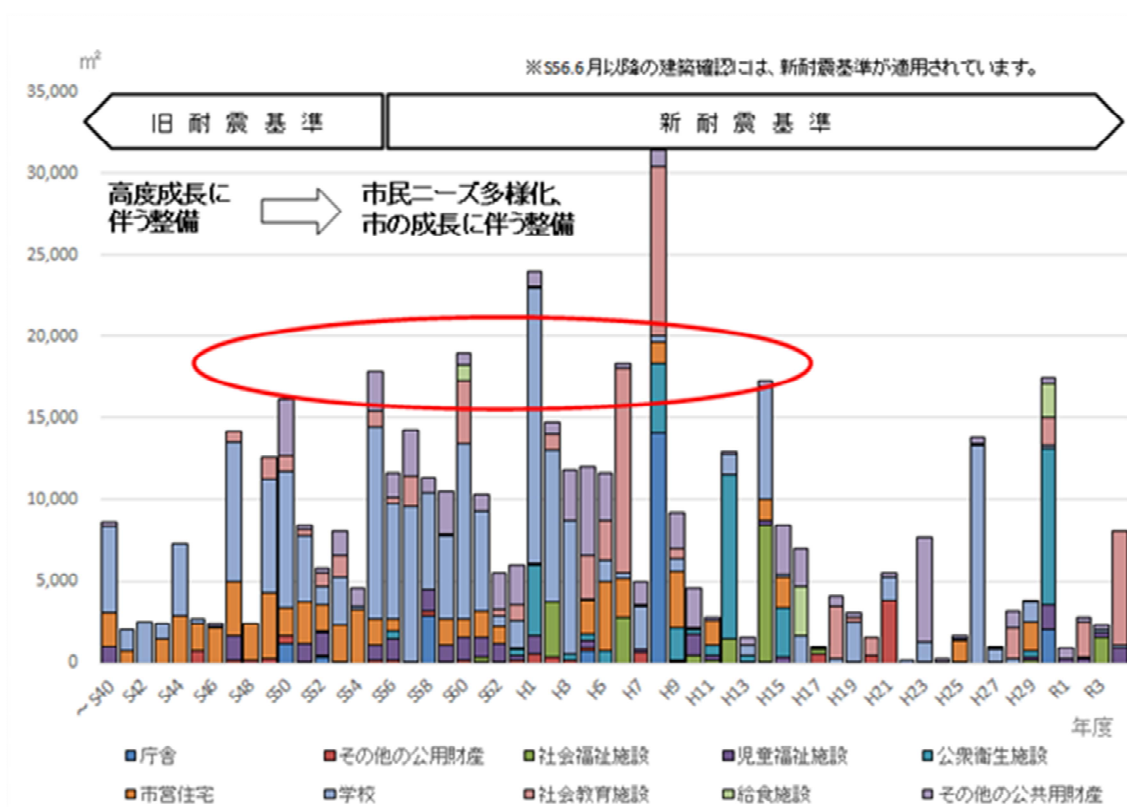
建物施設の保有状況（令和4（2022）年度末）

分類		(例示)	施設数	延べ床面積(m ²)		
行政財産 (建物)	財公用	庁舎	(本庁、支所)	6	21,208	
		その他の公用財産		(消防庁舎、分団車庫)	55	9,964
	公共用財産	福祉施設	社会福祉施設	(福祉保健センター)	11	18,887
			児童福祉施設	(保育所、児童館)	30	21,506
		公衆衛生施設	公衆衛生施設	(火葬場、診療所、焼却場)	15	37,165
		住宅	市営住宅	(市営住宅)	33	61,536
		教育施設	学校	(小・中学校、幼稚園)	28	178,010
			社会教育施設	(文化センター、体育館、図書館、市民センター)	41	60,908
			給食施設	(給食センター)	4	6,344
		その他の公共用財産		(集会所、駐輪場、市民活動センター)	298	62,354
		行政財産・建物(計)			521	477,881
普通財産・建物(計)			—	10,062		

経過年数別延べ床面積（令和4（2022））



建築年度別延べ床面積（令和4（2022）年）



出典：廿日市市公共施設マネジメント基本方針（令和6（2024）年改訂）

イ インフラ施設

本市のインフラ施設は、高度成長期にその多くが整備されているため、老朽化が進行している。インフラ施設のうち橋りょうにおいては、昭和30（1955）年頃から平成2（1990）年にかけて多く建設され、平成27（2015）年度末時点において築30年を経過した橋が464橋、築60年以上のものが20橋あり、これらが更新、維持補修の時期を迎えている。

これらインフラ施設の計画的な保全、長寿命化や適正な維持更新を図る必要がある。

本市の主なインフラ施設数（令和4（2022）年度末時点）

分類	項目	施設数	分類	項目	施設数
道路	路線数	2,350本	林道	道路延長	204.79km
	道路延長	645.6km	農道	道路延長	76.05km
	橋りょう延長	7.4km	ため池	施設数	102施設
	トンネル	8本	港湾	施設数	25施設
	トンネル延長	0.60km	漁港	施設数	3施設
	公園	都市公園	239施設		
河川	河川延長	358.36km			
急傾斜	箇所数	38箇所			

※橋りょうには林道橋、農道橋、横断歩道橋を含む。

※トンネルには林道を含む。

出典：廿日市市公共施設マネジメント基本方針（令和6（2024）年改訂）

2 過去の被災状況及び今後起こりうる被害の想定

(1) 過去の被災状況

本市域の災害中、最も大きいものは、主として夏期から秋期にかけて来襲する台風によるものである。特に台風の中心が豊後水道、北九州を通過して来襲する場合は、その強度にもよるが非常に大きな被害を受けやすい。戦後、台風の中心付近が本市域を通過したもので昭和 20（1945）年、昭和 26（1951）年等でいずれも甚大な被害をもたらしている。その他の災害としては、平成 11（1999）年 6 月 29 日の日雨量 177.5mm を記録した土砂災害や、平成 13（2001）年 3 月 24 日に発生し、震度 5 強・マグニチュード 6.7 を記録した芸予地震や、昭和 38（1963）年に吉和地域において日最大積雪量 197cm を観測した豪雪被害などがあげられる。

芸予地震における被害状況

		廿日市	佐伯	大野	宮島
人	軽傷	4 人	1 人	2 人	1 人
住家	全壊	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟
	半壊	48 棟	0 棟	6 棟	0 棟
	一部破損	2,089 棟	216 棟	809 棟	103 棟
公共 建物	小学校	10 ヶ所	4 ヶ所	2 ヶ所	1 ヶ所
	中学校	5 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
	保育園	7 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	1 ヶ所
	社会教育施設	14 ヶ所	1 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	市営住宅	6 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	自転車駐車場	2 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	庁舎	1 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	消防施設	4 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	給食センター	1 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
文化財		3 ヶ所	1 ヶ所	0 ヶ所	31 ヶ所
土木 施設	道路	160 ヶ所	0 ヶ所	20 ヶ所	33 ヶ所
	河川	9 ヶ所	2 ヶ所	3 ヶ所	1 ヶ所
	急傾斜地崩壊 防止施設	1 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	海岸施設	3 ヶ所	0 ヶ所	1 ヶ所	0 ヶ所
農林水産施設		19 ヶ所	4 ヶ所	2 ヶ所	18 ヶ所
その他	清掃施設	3 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	0 ヶ所
	観光施設	1 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	都市施設	12 ヶ所	0 ヶ所	2 ヶ所	0 ヶ所
	水道施設	12 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	水道（断水）	53 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	社会体育施設	4 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所	0 ヶ所
	その他	39 ヶ所	949 ヶ所	41 ヶ所	17 ヶ所

昭和 25（1950）年以降の風水害による被害

		キジヤ 台風	ルース 台風	27年 災害	西日本 豪雨	台風 12・13 号	台 風 22 号	台 風 9 号	県西部に おける 雷雨	6.29 集中豪 雨	台風 18号	台風 14号	平成30 年7月 豪雨
		S25.9	S26.10	S27.6	S28.6	S29.9	S30.9	S38.8	S57.8	H11.6	H16.9	H17.9	H30.7
人	死者、行方 不明	—	1	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—
	負傷者	—	4	—	—	—	—	—	—	4	24	—	—
住家	流失、全壊	—	7	—	—	—	—	—	—	3	1	5	—
	床上浸水、 半壊	—	471	—	—	21	—	—	40	12	20	28	9
田 畑	田の流失、 埋没	69a	2,152a	—	—	20a	—	—	—	499a	—	—	1ヶ所
	田の冠水	1,438a	4,205a	1,131a	—	1,002 a	—	565a	840a	34a	—	—	—
	畑の流失、 埋没	20a	764a	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1ヶ所
	畑の冠水	506a	932a	—	—	—	—	119a	280a	—	—	—	—
公共土木 施設	道路	975m	3,211m	20m	18m	71m	47m	1,024m	1,453m	115ヶ 所	6ヶ所	72ヶ所	33ヶ所
	橋梁	2ヶ所	37ヶ所	—	—	1ヶ所	—	3ヶ所	3ヶ所	4ヶ所	—	2ヶ所	—
	河川	1,657m	4,775m	75m	19m	627m	137m	983m	5,263m	85ヶ所	5ヶ所	103ヶ 所	15ヶ所
	海岸堤防	—	2,005m	—	—	—	—	—	—	—	1ヶ所	—	—
農林水産 施設	農道	1,768m	1,770m	—	—	—	—	15m	421.8m	8ヶ所	—	35ヶ所	13ヶ所
	林道	—	—	125m	—	—	27m	—	—	11ヶ所	—	78ヶ所	32ヶ所
	溜池	—	4ヶ所	—	—	—	—	—	2ヶ所	2ヶ所	—	—	—
	頭首工	2ヶ所	31ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	—	—	—
	水路	1,118m	4,426m	164m	—	104m	—	124m	1,088m	35ヶ所	2ヶ所	—	18ヶ所
	堤塘	910m	243m	—	—	163m	—	—	—	—	—	—	—
	樋門	2ヶ所	—	—	—	1ヶ所	—	—	—	—	—	—	—
	潮廻	1ヶ所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	山崖くずれ	—	—	—	—	—	—	—	—	381ヶ 所	1ヶ所	—	10ヶ所
	船舶	—	2隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典：廿日市地域防災計画＜資料編＞
（令和2（2020）年改定）

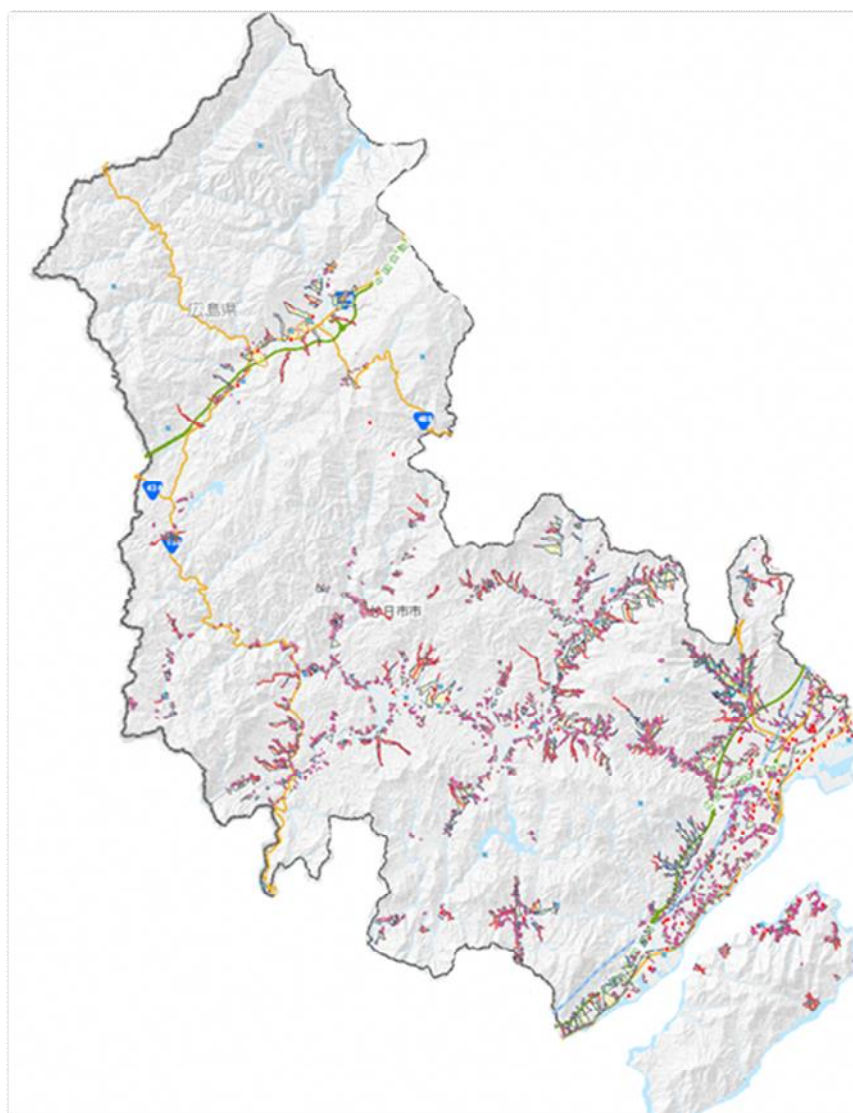
(2) 今後起こりうる被害の想定

ア 土砂災害

本市は、市域の大部分を山林が占めており、また、地質の多くが、風化の進んだ崩れやすい花崗岩（真砂土）や流紋岩等で構成されていることから、梅雨や台風等の集中豪雨等によって土砂災害が起こりやすくなっており、市域全体で土砂災害危険区域等は1,721箇所になる。

土砂災害警戒区域等の箇所数及び面積（平成31(2019)年3月26日時点）

	箇所数		面積	
	警戒区域	うち 特別警戒区域	警戒区域	うち 特別警戒区域
廿日市市	1,721 箇所	1,609 箇所	26.61 km ²	6.83 km ²
広島県全体	47,428 箇所	44,761 箇所	669.80 km ²	156.89 km ²

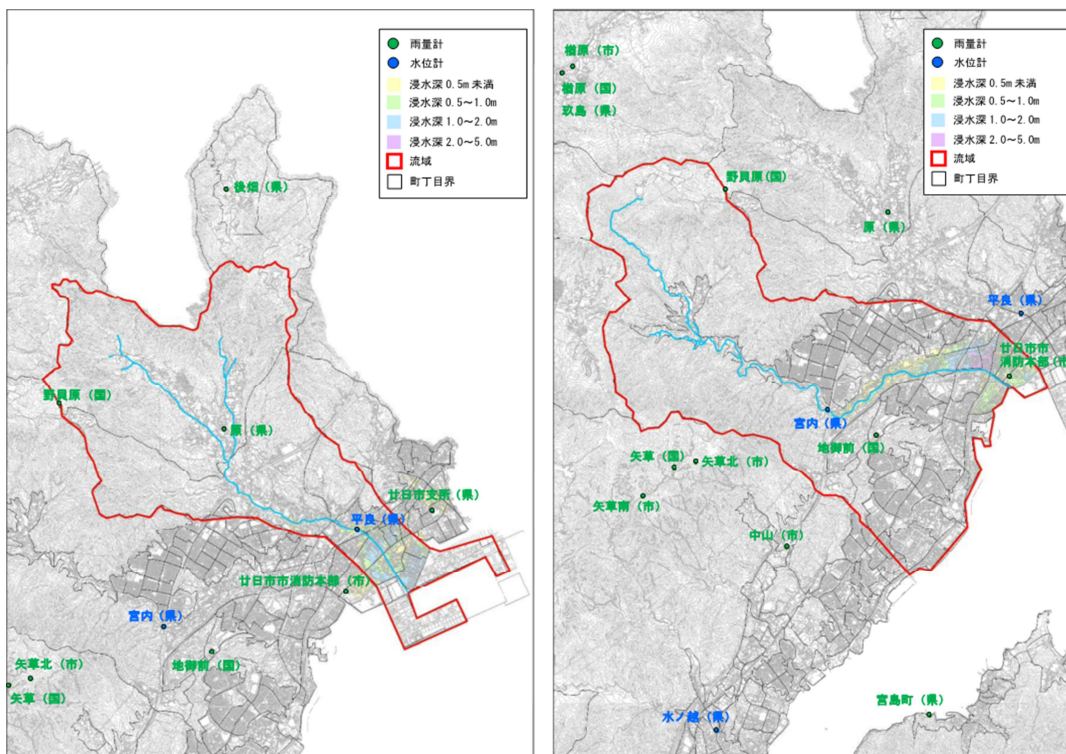


イ 洪水

市内には、太田川及び小瀬川といった一級河川、可愛川、御手洗川及び永慶寺川といった二級河川及び多くの普通河川が流れ、これら河川沿いに小盆地や沖積平野が形成されている。また、多くの河川が小さく流れは急である。

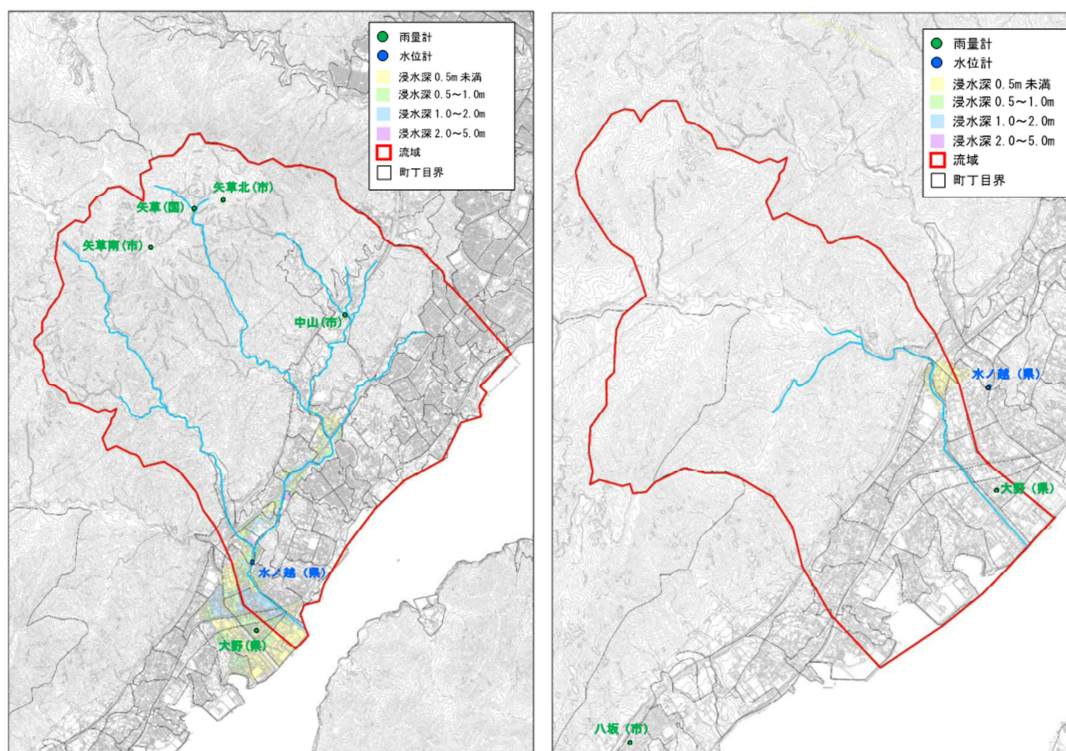
このため、集中豪雨や台風時の暴風雨等による氾濫や、山地の崩壊や砂礫の流出により河床の上昇するなどし河川の溢流や堤防の決壊などの災害を起こすおそれがある。

洪水による浸水想定区域図（計画規模）



可愛川

御手洗川



永慶寺川

毛保川

ウ 高潮

本市の南部は広島湾に面しており、廿日市地域から大野地域にかけて長い海岸線を形成しているほか、島しょ部である宮島地域は四方を海に囲まれている。また、海岸線に沿って市街地の形成が進んでいるほか、国道2号等の広域幹線道路やJ R山陽本線・広島電鉄宮島線の鉄道網が走っている。

そのため、台風来襲時に、沿岸部では高潮被害が想定される。また、可愛川、御手洗川、永慶寺川等の感潮河川の下流域では、高潮と降雨の影響により著しい河川水位の上昇にも留意が必要である。

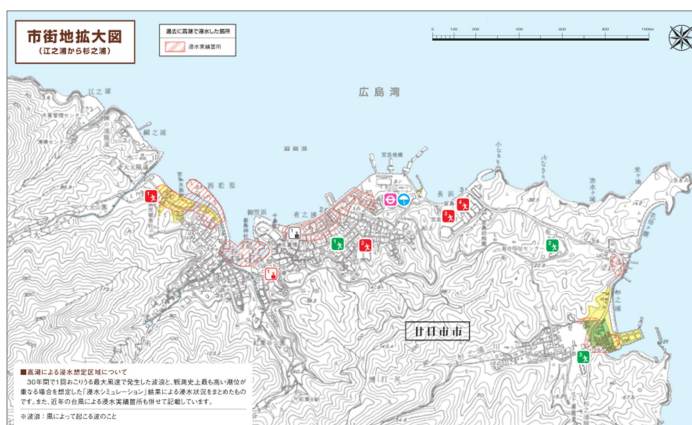
高潮による浸水想定区域図



廿日市地域



大野地域



宮島地域

エ 地震・津波

平成 25 年（2013）10 月に広島県において、南海トラフ巨大地震等の既に明らかになっている断層等を震源とする地震及び廿日市市直下を震源とする地震について、下表のとおり被害想定を公表している。

被害想定結果一覧表 ※冬、18 時又は深夜、風速 11m/s

想定地震 想定項目		南海トラフ 巨大地震	安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道	安芸灘 断層群 (主部)	安芸灘 断層群 (広島湾一岩 国冲断層帯)	五日市 断層	廿日市市 直下地震	
		地震動	最大震度	6弱	6弱	5強	6強	6強
液状化	液状化危険度面積率 (PL>15 の面積率)	2.9	3.1	0.4	3.1	3.2	3.0	
土砂 災害	危険度ラン クが高い箇 所	①急傾斜地	1	1	0	4	9	19
		②地すべり	0	0	0	0	0	0
		③山腹崩壊	2	3	0	7	11	23
津波 被害	津波の浸水面積 (ha)	343	75	9	35	—		
建物 被害	全壊の主な原因	液状化	液状化	液状化	揺れ	揺れ	揺れ	
	全壊棟数(棟)	911	292	115	640	639	1,119	
	半壊棟数(棟)	4,020	1535	11	3,141	2,856	4,339	
	焼失棟数(棟)	0	0	0	0	0	0	
人的 被害	死者数(人)	85	34	21	50	27	56	
	負傷者数(人)	307	207	2	605	562	935	
	重傷者数(負傷者の内数)(人)	55	12	0	50	47	99	
ライフ ライン 施設 被害	水道(1日後の断水人口)(人)	13,217	401	0	3,811	1,103	16,350	
	下水道(1日後の機能支障人口)(人)	12,849	12,483	5,912	14,691	14,082	15,125	
	電力(直後の停電軒数)	916	820	5	2,464	2,007	3,332	
	通信(直後の固定電話不通回線数)	901	781	7	2,333	1,900	3,177	
	ガス(1日後の供給停止戸数)	0	0	0	0	0	0	
交通施 設被害	道路(被害箇所数)	51	33	10	61	55	61	
	鉄道(被害箇所数)	46	43	13	52	46	56	
生活 支障	避難所避難者数(当日・1日 後)(人)	10,899	2,943	355	2,628	1,646	2,812	
	帰宅困難者(人)	9,522	9,522	9,522	9,522	9,522	9,522	
	食糧の不足量(当日・1日後)(食)	39,235	10,592	1,277	9,461	5,925	10,124	
	仮設トイレの不足量(当日・1 日後)(基)	225	151	62	170	155	176	
経済 被害	民間(億円)	1,030	151	96	714	661	1,034	
	準公共(億円)	14	0	3	22	19	26	
	公共(億円)	186	2	76	205	195	220	

※液状化危険度面積率 PL>15 は、液状化危険度がかなり高いことを示す。

出典：廿日市市地域防災計画<地震差対策編>
(令和 2 (2020) 年改定)

第3章 強靱化の基本的な考え方

1 想定するリスク

市民生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震等の巨大地震の発生確率が高まりつつあることや、大規模自然災害は一度発生すれば広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、この計画において想定する災害は、本市の地理的・自然的条件及び都市構造の特性並びに過去において発生した災害の態様を勘案し、以下の大規模自然災害とする。

ただし、想定した災害の被害を超える事態が生じる可能性があることを念頭に置く必要がある。

想定するリスク

1 台風による災害

- ・高潮による浸水等
- ・大雨時における河川の氾濫による浸水、がけ崩れ等
- ・強風による家屋の倒壊等

2 豪雨による災害

- ・河川の氾濫による浸水、がけ崩れ等
- ・低地帯などの内水氾濫による浸水等

3 豪雪による災害

- ・交通障害、地域の孤立等
- ・架線の切断、電柱の倒壊などによる停電、通信の途絶等
- ・雪崩による災害

4 地震による災害

- ・地震の揺れ・液状化による家屋の倒壊等
- ・交通障害・地域の孤立等
- ・架線の切断、アンテナの倒壊等による停電、通信の途絶等
- ・大規模な火災
- ・津波による家屋の損壊や浸水等

2 強靱化の目標

(1) 基本目標

国の基本計画を踏まえつつ、本市の地域特性等を考慮し、次のとおり本市の強靱化の基本目標として掲げる。

大規模自然災害から市民の命を最大限に守ることは、基礎自治体に課せられた使命である。また、市民生活や経済活動を持続させるためには、地域及び社会の重要な機能の致命的な障害を回避するとともに、市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化することが必要である。さらに、被災後の迅速な復旧復興が可能となれば、影響の長期化による人口や企業の流出を防ぐことにつながる。

基本目標

I	・人命の保護が最大限図られること
II	・市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
III	・市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV	・迅速な復旧復興

(2) 事前に備えるべき目標

前記(1)の基本目標の実現に向け、国の基本計画を踏まえつつ、本市の地域特性等を考慮し、達成すべき、より具体的な目標として、次の8項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

事前に備えるべき目標

1 直接死を最大限防ぐ

・大規模自然災害による直接死又は重傷を負うことを未然に防ぐことを目指す。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

・負傷者に対して迅速に適切な救助・救急・医療措置を行うとともに、被災者・避難生活者とその後の物資等の不足や不十分な避難生活環境のために健康を害することなどを未然に防ぐことを目指す。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

・大規模自然災害が発生した直後から被害状況の把握や救助・支援活動等の災害対応機能や非常時優先業務の執行機能など必要不可欠な行政機能を途絶えさせないこと及びそれらの機能強化を目指す。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

・防災・災害対応には、関連情報の収集・判断・周知に、テレビ・携帯電話・インターネット・防災行政無線等の情報通信媒体及び各種情報サービス等が不可欠であり、これらの情報通信機能が麻痺せず、常時活用できる状態を目指す。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

・エネルギー供給の停止、交通ネットワークの機能停止等した場合においても、地域の経済活動が最大限維持される状態を目指す。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

・被災地における安全安心な生活、経済活動を再開し、日常生活を取り戻すために必要なライフラインや交通ネットワーク、防災インフラ等について、被害を最小限にとどめるとともに、早期復旧がなされる状態を目指す。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

・大規模自然災害による施設等の被災が要因となり新たに別の災害をもたらすこと(複合)や、大規模自然災害により通常的安全性が損なわれている環境で、最初の自然災害とは別の災害が発生し、通常であれば被害を防止することができたものが防げず被害が拡大すること(二次)を未然に防ぐことを目指す。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

・被災地における生産及び経済活動が、迅速かつ従前より強靱に復興していく状態を目指す。

第4章 強靱化の現状と課題

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

想定する災害リスクから、国の基本計画をもとに、広島県強靱化地域計画や本市の実情を踏まえ、「事前に備えるべき目標」ごとに次のとおり40項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食糧・飲料水・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	本市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・活動力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食糧等の安定供給の停滞
		5-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	水道の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

2 脆弱性評価の結果

基本目標の実現に向け、本市の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、設定した40のリスクシナリオに対する本市の脆弱性について評価を行う。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 過去の地震において、耐震性能を満たしていない建築物に甚大な被害が生じていることから、民間の住宅・建築物について引き続き支援を行い、耐震診断・耐震改修を促進する必要がある。また、宅地の安全性を確保する必要がある。
- 公共建築物等の耐震化を進めていく必要がある。特に防災拠点施設については早急に耐震化を促進する必要がある。また、天井等の非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を促進する必要がある。
- 空き家は、人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられることから、災害時の倒壊等による危害を防ぐために管理が不十分な老朽空き家について対策が必要である。
- 地震に備え自らの身を守る行動等がとれるよう、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育を推進する必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達する必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)
- 電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。

1-2

密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に大規模火災が発生するリスクの高いことから、密集市街地の防災性の向上を図る必要がある。
- 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発生時等には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になることも予想されることから、消防水利の多様化が必要である。
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等に

よる消防の災害対応力を向上させる必要がある。

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達する必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援する必要がある。
- 道路及び橋りょうは、災害時において火災の延焼を防ぎ、住民の避難、防災機関による防災活動等の動脈として欠くことのできない防災施設であることから、適切な整備・維持管理を行う必要がある。
- 公園及び緑地は、災害時において指定緊急避難場所、火災の延焼の防止等有効な役割を果たすものであることから適切な整備・維持管理を行う必要がある。

1-3

広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 住宅・建物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建物の耐震化を促進する必要がある。
- 津波の発生に備え、防波堤や護岸等を整備する必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達する必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。
- 地震発生時に津波から迅速かつ確実に避難するため、ハザードマップの作成・見直しを進めるとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

また、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援する必要がある。

- 迅速に避難するため、避難路の選定及び整備、避難場所の確保を進めていく必要がある。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。

1-4

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達するため通信施設・設備の整備等を行う必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れる

るよう避難支援体制の確立を図る必要がある。

- 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、河川のしゅんせつや護岸改修や海岸保全施設を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、ハザードマップの作成・見直し等を進めるとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。
- 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。
- 市の各部等が大規模災害時に迅速かつ適切に災害対応業務が行えるよう災害対応マニュアルを整備し防災に対し万全を期する必要がある。
- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。

なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。

1-5

大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 土砂災害特別警戒区域等の災害のおそれの高い区域については、宅地の開発や造成の抑制・規制等により、災害の未然防止と被害の軽減を図る必要がある。
- 土砂災害等の発生を未然に防ぐため、危険箇所への施設整備等を促進する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)
- 水源かん養、災害防止などの重要な機能を有する森林を保全し、土砂災害を未然に防ぐ必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達するため通信施設・設備の整備等を行う必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。
- 身を守る行動の取り方等について、ハザードマップの作成・見直し等を進めるとと

もに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

- 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。

1-6

暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 豪雪時には、災害の予防、被害の軽減の観点から、交通・輸送のための道路機能の確保が特に重要であることから、関係機関等を含めた除雪体制の強化等を行う必要がある。
- 雪崩等から身を守る行動のとり方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進する必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1

被災地での食糧・飲料水・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 水道施設が被災した場合に備え、応急給水体制の整備を図り、災害時の飲料水を確保するとともに、被害を最小限にとどめるため、水道施設の適切な更新・整備等を行う必要がある。
- 大規模災害により物流がストップした場合に備え、食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う必要がある。
また、大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、「公助」のみでは食糧等の提供が十分ではない事態も想定されることから、家庭や事業所内における備蓄の充実を図る必要がある。
- 既存エネルギーの電力供給が停止した場合、市庁舎や避難所となる市民センターや学校などでの災害対策活動に支障を来すだけでなく、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあることから、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を目指す必要がある。
- 地震等による電柱の倒壊や架空電線の断線などにより電力供給が寸断されないよう、無電柱化等を着実に推進していく必要がある。

2-2

多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 孤立地域等で傷病者が発生した場合等に速やかに救急医療を提供できるよう、孤立する可能性のある地域等の診療体制の維持やドクターヘリによる救急搬送体制の確保を図る必要がある。
- 孤立化する危険のある地域の住民や事業者に対し、水や食糧備蓄の啓発をする必要がある。
- 孤立化する危険のある地域の被災者などに対し、防災行政無線のデジタル化等により確実に情報を伝達する必要がある。
- 土砂災害、豪雪、台風等の波浪により孤立状態の中で、重篤な救急患者等が発生することも予想されることから、災害時の救助・救急事故に対処できるよう対策を講ずる必要がある。
- 消防職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の老朽化対策や機能の充実等の取組を進める必要がある。
- 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。
- 災害により孤立地域が発生した場合でも、早期に道路啓開及び応急復旧等を行うことができるよう、平時より建設業者などの関係機関と連携を図る必要がある。

2-3

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 救助・救急活動等の拠点となる消防署及び分署の老朽化対策や機能の充実を促進するとともに、消防の災害対応力強化のため、各種訓練の実施、装備資機材等の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。
- 民間の住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援し、強化する必要がある。

2-4

想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 鉄道・バス・フェリーの運航及び道路交通の現状及び見通しに関する情報等を逐次的に確実に伝達する仕組みの導入や、一斉帰宅に伴う混乱を回避するため市内企業への啓発の必要がある。
- 宮島等の観光客へ災害情報等の提供、避難誘導、避難所への受け入れを行えるよう、関係団体と連携した災害支援体制の強化を図る必要がある。
また、災害発生時に円滑に避難誘導ができるよう、日本語を理解できない外国人観光客向けの案内機能の充実が必要である。

2-5

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 大規模災害により大量の負傷者が発生した場合にも対応できるよう、救助・救急体制の確立を図る必要がある。
- 地震等による医療施設の倒壊又は救急搬送経路沿線の建築物や電柱等の倒壊による道路閉塞が生じないように、医療施設をはじめ住宅・建築物の耐震化及び無電柱化を推進する必要がある。
- 災害時においても重症患者に救急医療の円滑な提供を図るため、広域搬送体制の活用や充実、二次・三次救急医療機関間の連携強化及びドクターヘリの効果的な活用による救急医療体制の強化が必要である。
- へき地における初期医療体制を確保し、市民が安心して医療にかかれる体制を維持する必要がある。
- 大量に重症患者が発生した場合にも十分な救急医療を提供できるよう、平常時から医療従事者の確保及び育成を促進する必要がある。

2-6

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 災害発生時に感染症の発生及びまん延を防ぐとともに、感染症患者に対する医療体制を確立するなど防疫体制の確立を図る必要がある。
- し尿や生活排水を処理する污水处理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など重要な役割を担っていることから施設の整備を進めていく必要がある。

2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所における衛生環境及び生活環境を保全するための環境整備を行う必要がある。
- 高齢者や障害者など避難生活において一定の配慮を要するなど、一般の避難所で生活を続けることが困難な人のための避難場所を確保する必要がある。
- 災害発生時に感染症の発生及びまん延を防ぐとともに、感染症患者に対する医療体制を確立するなど防疫体制の確立を図る必要がある。
- 特に避難所では、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症が発生、まん延するおそれが高まることから、感染症予防対策や感染症患者の早期発見等の対策に努める必要がある。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1

本市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 市庁舎等が被災し機能不全に陥った場合、災害応急業務や非常時優先業務等に支障を来すことから、公共建築物等の耐震化・長寿命化を行う必要がある。
- 大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、民間事業者との災害協定や被災していない他の市町村との相互応援協定の整備充実を図る必要がある。
- 大規模災害が発生した場合に行政機能が停滞しないよう、早期に非常時優先業務並びに災害応急業務及び災害対策業務に着手する体制の確保等が必要である。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 通信網が被災した場合、災害対策活動に必要な情報の入手・伝達に多大な支障を来すおそれがあることから、あらゆる場面を想定し、多様な通信手段を確保する必要がある。
- 住民に必要な避難情報や災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線等の通信施設の整備・充実を図る必要がある。
- 火災・救急・救助等、生命及び身体に危機が迫っている住民を守るため、住民からの119番通報に対し迅速かつ的確に出動できるよう消防における通信業務の質を維持・向上させる必要がある。

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 通信網が被災した場合、災害対策活動に必要な情報の入手・伝達に多大な支障を来すおそれがあることから、あらゆる場面を想定し、多様な通信手段を確保する必要がある。
- 住民に必要な避難情報や災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線等の通信施設の整備・充実を図る必要がある。

4-3

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 通信網が被災した場合、災害対策活動に必要な情報の入手・伝達に多大な支障を来すおそれがあることから、あらゆる場面を想定し、多様な通信手段を確保する必要がある。

ある。

- 住民に必要な避難情報や災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線等の通信施設の整備・充実を図る必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力活動力の低下

- 大規模災害時発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業 BCP の作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。
- 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、災害後早期に生産力の回復と経営の安定を図れるよう、被災した中小企業への支援体制の構築を図る必要がある。
- 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、災害後早期に農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図れるよう、被災した農林漁業者等への支援体制の構築を図る必要がある。
- 大規模災害発生後、失業等した被災者の生活基盤を確保するため、雇用支援を行っていく必要がある。

5-2

エネルギー供給の停止による社会経済活動への甚大な影響

- 大規模災害時発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業 BCP の作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。
- 既存エネルギーの電力供給が停止した場合、市庁舎や避難所となる市民センターや学校などでの災害対策活動に支障を来すだけでなく、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあることから、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を目指す必要がある。

5-3

基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)
- 電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。

5-4

金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

- 大規模災害時発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業 BCP の作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。

5-5

食糧等の安定供給の停滞

- 大規模災害時発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業 BCP の作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。
- 大規模災害により物流がストップした場合に備え、食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う必要がある。

また、大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、「公助」のみでは食糧等の提供が十分ではない事態も想定されることから、家庭や事業所内における備蓄の充実を図る必要がある。

- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。

なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。

5-6

異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 本市は、水源の大部分を県用水からの受水で賄っており、災害や事故などにより、県用水からの供給が止まった場合、市内への配水が滞ることになることから、非常時の給水確保を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1

電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 電力供給が遮断した時に備え、市役所等への非常用自家発電設備等を設置するなど非常用電源の確保を進めているが、引き続き、非常用電源の確保に向けた取組を推進する必要がある。
- 既存エネルギーの電力供給が停止した場合、市庁舎や避難所となる市民センターや学校などでの災害対策活動に支障を来すだけでなく、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあることから、太陽

光発電等の新エネルギー設備の導入を目指す必要がある。

- 大規模災害時発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業 BCP の作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。
- 地震等による電柱の倒壊や架空電線の断線などにより電力供給が寸断されないよう、無電柱化等を着実に推進していく必要がある。

6-2

水道の長期間にわたる供給停止

- 水道施設が被災した場合に備え、応急給水体制の整備を図り、災害時の飲料水を確保するとともに、被害を最小限にとどめるため、水道施設の適切な更新・整備等を行う必要がある。
- 水道事業において大規模災害の場合でも業務を継続し、低下した水道供給機能を早期に復旧させるため、「業務継続計画」に基づき、着実に体制を整備する必要がある。

6-3

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- し尿や生活排水を処理する汚水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など重要な役割を担っていることから施設の整備を進めていく必要がある。
- 大規模地震等により下水道施設等が被災した場合でも、速やかに、かつ高いレベルで機能を維持・回復する必要がある。

6-4

交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)
- 災害時、広域幹線道路等の大規模な渋滞の発生により、救助・救急活動や物資の輸送等に多大な支障をきたすおそれがあることから、道路のダブルネットワーク化などの機能強化が必要である。

6-5

防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に海岸保全施設や砂防施設、河川の護岸等の防災インフラの機能を維持するため、平時より適切に整備・維持管理・更新する必要がある。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対

策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。

なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に大規模火災が発生するリスクの高いことから、密集市街地の防災性の向上を促進する必要がある。
- 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発生時等には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になると予想されることから、消防水利の多様化が必要である。
- 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による消防の災害対応力を向上させる必要がある。
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達する必要がある。
- 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援する必要がある。
- 道路及び橋りょうは、災害時において火災の延焼を防ぎ、住民の避難、防災機関による防災活動等の動脈として欠くことのできない防災施設であることから、適切な整備・維持管理を行う必要がある。
- 公園及び緑地は、災害時において指定緊急避難場所、火災の延焼の防止等有効な役割を果たすものであることから適切な整備・維持管理を行う必要がある。

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

- 高潮又は河川の増水による水面貯木場からの木材の流出や在港船舶の転覆座礁等の事故を防止する必要がある。
- 大規模地震・津波や高潮に備え、防波堤などの防災施設の整備を促進する必要がある。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。

なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整

備していく必要がある。

7-3

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺

- 住宅・建物の倒壊による道路等の閉塞を発生させないために、住宅・建物の耐震化を進める必要がある。
- 電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。
- 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)
- 災害時、広域幹線道路等の大規模な渋滞の発生により、救助・救急活動や物資の輸送等に多大な支障をきたすおそれがあることから、道路のダブルネットワーク化などの機能強化が必要である。

7-4

ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- 大規模な地震や大雨等によりため池が決壊した場合、下流に多大な影響、被害が発生する可能性があることから、ため池の現状を把握し、また、決壊時の被害範囲を把握しつつ、ため池の整備、保全を図る必要がある。
- 集中豪雨や、高潮による浸水被害が想定されるが、雨水整備は膨大な費用と時間を要するため、効率的に整備を進めていく必要がある。また、震災時における下水道のライフラインを確保するため、各施設の耐震化もすすめていく必要がある。

7-5

有害物質の大規模拡散・流出

- 危険物等を取り扱う事業者において災害・事故等が生じた場合でも、当該事業者が早期に復旧し被害の拡散防止等に努める必要がある。
- 危険物等を取り扱う事業者に対し、事故を未然に防ぐために平時から指導を定期的に行う必要がある。
- 大規模な災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、民間事業者との災害協定や被災していない他の市町村との相互応援協定の整備充実を図る必要がある。

7-6

農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 農業が衰退し、耕作放棄地の拡大とともに、農山漁村地域の活力が失われないよう、水路・農道等農業基盤施設の整備・長寿命化や、担い手の確保・育成とともに人の集まる場づくりなど農山漁村の活性化を進める必要がある。
- 森林は、地球温暖化の抑止、水源かん養、災害防止などの重要な機能を有することから、これを保全する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害により大量に発生する廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防止するため、廿日市市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理を適切に進める必要がある。

8-2

復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興には建設業者をはじめとした関係機関の協力が必要不可欠であることから、平時より連携を図り、応急復旧要員等を迅速に確保する必要がある。
- 本市職員の中でも復興のための知識や技術が継承できるよう人材育成を行うとともに、優れた人材を確保する必要がある。
- 住民が被災前の生活を早期に取り戻すためには、住居内に侵入した土砂等の撤去をはじめ多くのマンパワーを要することから、ボランティアの迅速かつ有効な活用を図る必要がある。
- 大規模な災害時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、民間事業者との災害協定や被災していない他の市町村との相互応援協定の整備充実を図る必要がある。

8-3

広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 地震等により地盤の液状化の危険性がある地域の建築物等については、地盤改良等の対策が必要であることから、住民等に対して意識啓発する必要がある。

8-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 大規模災害により貴重な文化財が損失しないよう、文化財所有者等の防災意識の向上を図っていく必要がある。
- 大規模災害により文化財に被害が生じた場合に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。
また、災害により地域の文化・風習を衰退させないような仕組み作りが必要である。

8-5

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害発生後、早期にライフラインを復旧させるため、資機材置き場を確保する必要がある。
- 大規模災害時、緊急対応として、激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合、市営住宅の提供を行うことから、市営住宅等ストックの形成を図る必要がある。

8-6

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

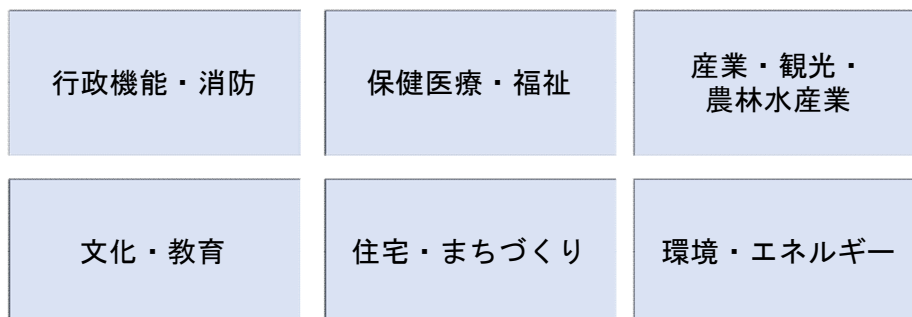
- 大規模災害時発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業 BCP の作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。
- 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、災害後早期に生産力の回復と経営の安定が図れるよう、被災した中小企業への支援体制の構築を図る必要がある。
- 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、災害後早期に農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図れるよう、被災した農林漁業者等への支援体制の構築を図る必要がある。
- 大規模災害発生後、失業等した被災者の生活基盤を確保するため、雇用支援を行っていく必要がある。

第5章 推進すべき施策の方針

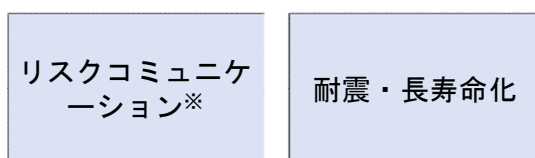
1 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、以下の6の個別施策分野と2の横断的分野を設定する。

【個別施策分野】



【横断的分野】



※ リスクに関わる情報や意見を交換し共有し合うこと。国土強靱化について住民・事業者等と教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

2 施策分野ごとの方針

施策分野ごとの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための方針については、次のとおりである。なお、方針ごとの個別事業については別にまとめることとする。

行政機能・消防

【公共建築物等の耐震化・長寿命化】

- 災害発生時において、防災活動の拠点施設となる市庁舎、消防庁舎等について、非構造部材を含めた耐震化を図るとともに、施設及び設備の点検整備を定期的に行う。
また、その他の公共建築物等については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化を進める。

(リスクシナリオ 1-1、3-1)

【通信施設・設備の整備・充実等】

- 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。

さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。

(リスクシナリオ 1-1、1-2 1-3、1-4、1-5、4-1、4-2、4-3、7-1)

【消防団の充実強化】

- 消防団員数の確保のため、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進するとともに、消防団の充実強化と活性化を図るため、消防団員の活動環境の整備や消防団の認知度や関心度を高める取組みを積極的に推進する。

(リスクシナリオ 1-1、1-2、2-3、7-1)

【消防水利の確保】

- 市街地等における消防水利施設の整備を図るとともに、貯留水利の不足している地域に耐震性貯水槽を逐次整備する。

(リスクシナリオ 1-2、7-1)

【消防施設の整備等】

- 地域の消防防災拠点施設である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を推進するとともに、庁舎の老朽化等に伴う更新や耐震対策を図る。

(リスクシナリオ 1-2、2-2、2-3、7-1)

【消防設備の整備等】

- 高機能消防指令センター、消防無線施設を核として、あらゆる防災情報を収集、処理、伝達する消防通信指令システムの維持管理及び更新を図る。

さらに、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車等の消防車両、消防艇、消防艇係留施設及び消防装備の一層の整備を図るとともに、質の高度化を推進する。

大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材の整備を推進する。

(リスクシナリオ 1-2、2-3、4-1、7-1)

【消防職員の教育・訓練】

- 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を向上させ、有事に際して有効的確な警防活動を図るために各種教育・訓練を行う。

(リスクシナリオ 1-2、1-4、1-5、2-3、7-1)

【避難場所の確保】

- 地区の人口の状況、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ

め指定し、住民等へ周知を図る。また、災害の想定により、必要に応じて、近隣市町に指定緊急避難場所を設ける。

(リスクシナリオ 1-3)

【応急対策訓練の実施】

- 災害発生時に円滑で十分な応急対策活動を行うため、また各防災関係機関等との協力体制の充実を図るために、平常時より応急対策に係る訓練を行うものとする。
また、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。

(リスクシナリオ 1-4、1-5、2-2、2-3)

【災害対応マニュアルの整備】

- 市の各部、各支所、各課及び関係機関は、地域防災計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うに当たっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対し万全を期する。

(リスクシナリオ 1-4)

【除雪体制の整備等】

- 速やかな除雪活動が実施できるよう体制の整備を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の確保に努める。
また、迅速かつ的確に除雪作業が実施できるよう、除雪業務路線の責任分担、緊急順位、除雪機械の配置等について、あらかじめ関係機関と協議しておくとともに、建設業者等に対し、応援体制について協力を求めておく。

(リスクシナリオ 1-6)

【食糧・物資等の備蓄】

- 各地域において物資の備蓄を図り、物資の確保が困難となった被災者に対し、食糧、飲料水、生活必需品等を供給し、円滑な応急対策を行うため、地震対策で備蓄した食糧、生活必需品等を有機的に活用する。

(リスクシナリオ 2-1、2-2、5-8)

【ドクターヘリとの連携強化】

- 急病や事故発生時に速やかな救急医療を提供できるドクターヘリ及び広島市消防ヘリコプター・広島県防災ヘリコプターを活用した医師・看護師の現場搬送及び救急医療を提供するドクターヘリ的事業との緊密な連携・協力体制の確保を図る。
また、山間部及び島しょ部等から迅速に患者を搬送するため、地域医療拠点等へのヘリポートの開設、ランデブーポイントの増設を推進する。

(リスクシナリオ 2-2、2-5)

【多様な通信手段の確保等】

- 災害時における各機関相互の窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の

通信連絡の確保を図る方法等について定めておくものとする。

また、有・無線系、地上系・衛星系等による通信の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳^{ふくそう}の回避に留意しつつ、国、県を通じた一体的な整備に努める。

(リスクシナリオ 2-2、4-1、4-2、4-3)

【救助・救急体制の整備】

- 関係機関と連携しながら、救急隊の配備や、必要な資機材の充実整備等、救助・救急体制の整備に努めるものとする。また、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成に努め、救急体制の確立を図るものとする。

(リスクシナリオ 2-2、2-5)

【他団体からの応援の受入れ】

- 災害発生時に各種団体の協力を得て被害を防ぎ、また、災害発生後の対応を行うため、あらかじめ、各種の協定を締結する。想定を超えた大規模な災害が発生した場合に、他自治体からの応援を受けられるよう、事前の協定締結を進めていくとともに、平時から受援体制を検討しておく。

(リスクシナリオ 2-2、3-1、7-5、8-2)

【避難所の環境整備】

- 避難生活の環境を良好に保つために換気、照明等の設備を整備するとともに、食糧、水、仮設トイレ、マット、毛布、災害情報の入手に資する機器等の避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。また、整備に当たっては、高齢者や障害者等の要配慮者にも配慮した施設・設備を整備するよう努める。

さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に必要な物資の備蓄を進める。

(リスクシナリオ 2-7)

【非常時優先業務等の早期着手】

- 大規模地震発生時に、非常時優先業務並びに災害応急業務及び災害対策業務に早期着手できるよう、平時から、業務継続計画（BCP）に基づき、各部課等において発災後約1ヶ月程度、職員が組織的に対応するための具体的な行動計画（マニュアル）を作成し、定期的な教育、訓練を実施する。

(リスクシナリオ 3-1)

【非常用電源等の確保】

- 不特定かつ多数の者が出入りする施設や災害対策本部等が置かれるなど災害応急対策上重要な建物に、非常用電源（自家発電設備及び可搬式発電機等）の確保を進める。

(リスクシナリオ 6-1)

【水道機能の確保】

- 廿日市市水道事業業務継続計画に基づき、大規模な被災時には、限られた業務資源の中で市民生活への影響が最小限になるよう、定期的な研修・訓練等を通じて職員への浸透、定着を図る。

(リスクシナリオ 6-2)

【下水道機能の確保】

- 下水道事業継続計画に基づいた訓練を実施するとともに、レベルアップと実行性の確保のため、PDCA サイクルにより定期的な計画見直しを行う。

(リスクシナリオ 6-3)

【事故等の予防指導】

- 危険物等を取り扱う事業所に対し、消防法に基づき、その管理状況等を定期的に査察を行い、事故等の予防指導を行う。

(リスクシナリオ 7-5)

【市職員の人材育成】

- 市職員においても、職場研修等を通じ、上司等が実務に即して知識や技術等を意図的、継続的に指導・伝授を行い人材育成を図る。また、求められる職員像を明確にするとともに、広く採用情報を発信し、廿日市市の未来を担う優れた資質を有する人材を確保する。

(リスクシナリオ 8-2)

保健医療・福祉

【避難支援体制の確立】

- 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者への援護が適切に行えるように努めるとともに、在宅の避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。また、町内会・自治会や区、地域自治組織、自主防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員と市の連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。

(リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、7-1)

【へき地医療の確保】

- へき地医療を確保するため、広島県等と連携し、へき地における診療所の維持や医師、看護師等の確保、活動支援を推進する。

(リスクシナリオ 2-2、2-5)

【救急医療機関等の連携強化】

- 二次・三次救急医療機関間の連携強化を促進するとともに、佐伯地区医師会の協力を得ながら、高次救急医療機能のネットワーク化等に努める。

また、多数の負傷者が発生する大規模災害等に対処するため、関係機関との連絡体制の強化、救護訓練の実施及び災害派遣医療チーム（DMAT）等の連携による救助・救急体制の充実を図る。

（リスクシナリオ 2-5）

【医療人材の確保】

- 広島県地域保健医療推進機構と連携し、医師、看護師等の医療従事者の確保・支援に努めるとともに、各医療機関等が実施する人材育成等に係る研修等を推進・支援する。

（リスクシナリオ 2-5）

【感染症の発生防止等】

- 災害発生時には生活環境の悪化から感染症患者等の発生が予想されることから、あらかじめ感染症の発生及びまん延を防ぐための知識の普及や消毒体制等の防疫体制の確立、感染症患者の医療体制の確立、防疫用薬剤等の確保に努める。

また、災害発生時には、防疫指導等の実施、感染症患者の早期発見など感染症の発生及びまん延防止に努める。

特に避難所では、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症が発生、まん延するおそれが高まることから、避難所での感染予防対策について市民へ周知し、避難所での環境整備や感染予防対策に努める。

（リスクシナリオ 2-6、2-7）

【福祉避難所の確保】

- 要配慮者及び災害発生後支援が必要となった者に対応するため、あらかじめ設置法人又は管理者と調整の上、福祉避難所としての了解を得て指定する。

（リスクシナリオ 2-7）

【児童福祉施設（保育園等）の耐震化等の対策】※健康福祉部

- 自力では避難することが難しい乳幼児等が利用する保育園等は、防災・減災対策の必要性が高い施設である。耐震化等の対策が十分でない、また土砂災害や浸水のリスクがある箇所に立地する保育園等は、公立施設については、施設や設備の老朽化の状況を把握し、計画的な改修、市や民間事業者による建替え等を行い、安全な施設環境を確保する。民間施設については、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電の整備、水害対策のための施設改修等を行うため、国の就学前教育・保育施設整備交付金や次世代育成支援対策施設整備交付金を活用等しながら、民間施設の取組みを支援する。

（リスクシナリオ 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、7-1）

【漁港施設等の長寿命化】

- 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行い、計画的・効率的な維持管理によって、施設の長寿命化を図る。

(リスクシナリオ 1-3、1-4、5-5、6-5、7-2)

【森林の保全等】

- 土砂災害警戒区域周辺の森林、土砂流出防止機能を有する森林などを保全するため保安林等既存制度の活用を図るとともに、林内路網の計画的な整備を進める。

また、搬出間伐等により森林の適正管理を行うとともに、荒廃した人工林や里山林の再生などする仕組みを構築し、市民協働による森づくりを推進する。

(リスクシナリオ 1-5、7-6)

【観光客対策】

- 観光客への情報提供と避難所への誘導を行うことができるよう、宮島内事業者の避難訓練の実施や防災情報の周知を図るとともに、宮島観光協会、はつかいち観光協会と連携し、市と提携した施設で避難者を受け入れるなど、災害支援体制を整える。

また、外国人観光客の多い宮島では、英語を話すことができる案内人の増加、ピクトグラム（絵表示）による案内看板の設置など、外国人観光客向けの案内機能を充実させる。

(リスクシナリオ 2-4)

【被災した中小企業への支援】

- 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、広島県県費預託融資制度、廿日市市中小企業融資制度などによる融資などを行えるよう、平時より関係機関等と連携を図る。

(リスクシナリオ 5-1、8-6)

【被災した農林漁業関係者への支援】

- 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、農林漁業金融公庫法等により融資などを行えるよう、平時より関係機関等と連携を図る。

(リスクシナリオ 5-1、8-6)

【被災者の雇用の支援】

- 大規模災害の発生後に失業等した被災者の生活基盤となる雇用を確保するため、雇用支援や情報提供を行えるよう平時より県や労働局と連携を図る。

(リスクシナリオ 5-1、8-6)

【貯木対策】

- 廿日市警察署、広島海上保安部等の関係機関と平素から連絡を密にし、貯木場管理者、木材取扱者等に対し、災害の発生のおそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示ができる体制を整備する。

(リスクシナリオ 7-2)

【農地の保全】

- 農道、水路、農業用ハウス等の農業基盤施設を計画的に整備するほか、認定農業者や新規就農者等の多様な農業経営者の育成等により、耕作放棄地の発生を防ぎ農地を保全するとともに、農山漁村の活性化を進める。

(リスクシナリオ 7-6)

住宅・まちづくり

【住宅・建築物の耐震化の推進】

- 既存建築物の耐震性の向上を図るため、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなどの既存建築物について、耐震診断・改修の啓発・指導を行うとともに補助制度を実施し、耐震化に係る施策を総合的に推進する。

(リスクシナリオ 1-1、1-3、2-3、2-5、7-3)

【ブロック塀等の安全対策の促進】

- 地震等によるブロック塀等の倒壊による通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えを支援する。

(リスクシナリオ 1-1、1-3、2-3、2-5、7-3)

【宅地の安全性の確保】

- 宅地造成等の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において適正な宅地造成等を促進するとともに、災害の防止を促進する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの住民への周知を促進するとともに、大規模盛土造成地の経過観察、必要に応じて第二次スクリーニングや滑動崩落防止対策を行う等、大規模盛土造成地の耐震化を推進する。

(リスクシナリオ 1-1)

【総合的な空き家対策】

- 空き家等の発生や放置された空き家の増加を抑制するため、「廿日市市空家等対策計画」に基づいて、市民の意識啓発・知識の普及を図るとともに、所有者等による空き家等の適正管理を促進する。

また、空き家を有効活用するため、流通を促進するとともに、まちづくりに資する活用を進める。

さらに、老朽化した空き家の放置に伴う居住環境の悪化の防止、安全性の確保等を図るため、危険空き家対策を進める。

(リスクシナリオ 1-1)

【道路交通の確保】

- 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震対策を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

(リスクシナリオ 1-1、1-5、5-5、6-4、7-3)

【インフラ施設の長寿命化】

- 道路・橋りょう・水道・下水道・公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行う。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。

(リスクシナリオ 1-1、1-5、5-5、6-4、7-3)

【海岸保全施設の整備等】

- 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。

(リスクシナリオ 1-1、1-3、1-4、1-5、5-3、6-4、6-5、7-2、7-3)

【無電柱化の推進】

- 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行う際に無電柱化を推進する。

(リスクシナリオ 1-1、2-1、2-5、5-5、6-1、7-3)

【都市の不燃化・防災化】

- 市街地の中心部などで建築密度が高く、火災による延焼の危険性が高い区域について、建築物の不燃化・防災化を図るため、必要に応じて防火地域及び準防火地域の指定をする。
- 市街地の再開発等を行う場合は、建築物の耐震不燃化、オープンスペースの確保、公共施設の整備等、都市の防災構造化を図ることに努めるものとする。

(リスクシナリオ 1-2、7-1)

【道路等の整備・維持管理】

- 避難場所と公共施設等を有機的に連携させる道路並びに災害応急対策活動の地区拠点となる支部周辺の道路の整備を重点的に行うとともに、橋りょうの耐震補強等を行い、耐震性の向上を図るものとする。その他の道路についても、橋りょう、道路のり面等の点検補強に努めるとともに、狭あい道路の拡幅についても逐次行うものとする。

(リスクシナリオ 1-2、7-1)

【公園・緑地の整備】

- 防災施設としての機能も踏まえた公園及び緑地の整備に努める。

(リスクシナリオ 1-2、7-1)

【避難路の選定】

- 避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したのものとするとともに、住民参加のワークショップを開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

また、広島県が実施する土砂災害警戒区域等を示す標識の設置を協力して進める。

(リスクシナリオ 1-3)

【避難路の整備等】

- 津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難

を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する道路等の整備を推進する。

(リスクシナリオ 1-3)

【河川の整備等】

- 一、二級河川については、国・県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、しゅんせつや護岸改修等の事業を促進するとともに、本市が管理する普通河川については、流域の実態を的確に把握し、しゅんせつや護岸改修等による河川の流下断面の確保に努める。

(リスクシナリオ 1-4、6-5)

【下水道施設の整備】

- 浸水防除のため雨水管路、雨水ポンプ場の整備充実や雨水調整池などの雨水流出抑制策の採用に努める一方で、施設整備等の機能を十二分に発揮するため、水防情報システム等を活用してポンプ起動の早期準備などに努める。

また、停電によるポンプ等の停止を避けるため、自家発電設備の整備及び断水時のポンプ冷却水の確保のための循環方式の採用や改良を行うとともに、燃料・冷却水等の常時確保に努める。

さらに、集水機能を確保するため、管路施設の改良並びに増強等を図るほか、雨水枒や排水管等の清掃を定期的に行うとともに、排水を円滑に実施できるよう、常に排水ポンプを始め機械設備の保守点検を実施する。

(リスクシナリオ 1-4)

【建築・宅地造成の規制】

- 土砂災害特別警戒区域における住宅地開発などの抑制や建築物の構造規制、移転勧告、急傾斜地崩壊危険区域における建築・宅地造成の規制や、土砂災害特別警戒区域内からの住宅の移転の支援などを通じて、災害の未然防止と被害の軽減を図る。

(リスクシナリオ 1-5、6-5)

【土砂災害対策の推進】

- がけ崩れ、土石流に対応した急傾斜地崩壊対策や砂防堰堤の整備促進など、土砂災害対策を推進する。

(リスクシナリオ 1-5)

【雪崩災害対策の推進】

- 雪崩発生危険箇所の把握を行い、雪崩発生の危険のある地区については、雪崩防止を目的とした森林造成、雪崩防止施設の設定等により、雪崩災害の未然防止に努める。

(リスクシナリオ 1-6)

【応急給水施設の整備】

- 水道施設が被災し断水に至った場合に備え、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を

整備するとともに、指定緊急避難場所等に仮設給水栓や応急給水槽を設置するため、応急給水施設の整備を図る。

(リスクシナリオ 2-1、6-2)

【水源の確保】

- 安定した給水確保の観点から、現在保有している自己水源の水質保全を含めて、予備水源の活用など、非常時における自己水源のあり方を検討する必要がある。

(リスクシナリオ 2-1、5-6)

【水道施設の整備・老朽化対策】

- 水道施設等の被害を最小限にとどめるため、施設の老朽化対策を進めるとともに、耐震性能の高い構造をもつ水道管及び施設への更新と整備を図る。また、停電対策として、非常用発電設備の整備等を行う。さらに、水道施設の復旧の迅速化を図るためのシステム構築に努める。

(リスクシナリオ 2-1、6-2)

【応急復旧要員等の迅速な確保】

- 応急復旧を実施するために必要な要員及び建設機械を確保できるよう、あらかじめ建設業者に対して協力要請をしておくものとする。

なお、人員が不足する場合には、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請することから、平時より関係機関と連携を図る。

(リスクシナリオ 2-2、8-2)

【汚水処理施設の整備】

- 汚水処理施設の改築・更新に備え、未整備地区に対して、効率的かつ計画的な汚水処理施設の整備を進めていく。

(リスクシナリオ 2-6、6-3)

【交通渋滞の緩和】

- 幹線道路における慢性的な渋滞を緩和するなど、円滑な交通流動を確保するよう、国道2号、広島南道路、主要地方道廿日市佐伯線、一般県道廿日市環状線など広域幹線道路の整備を促進する。

(リスクシナリオ 6-4、7-3)

【ため池の改修等】

- ため池等の改修について考慮する。

(リスクシナリオ 7-4)

【排水施設等の老朽化対策】

- 処理場やポンプ施設については、多くの設備機器が更新時期を迎えていることから、長寿命化の視点で更新を進める。

また、管渠の整備の際に耐震資材を使用するとともに、処理場やポンプ場について耐震性等の調査を行い、施設の更新に合わせて耐震対策を進める。

(リスクシナリオ 7-4)

【復旧用資機材の保管場所の確保】

- 被災時のライフラインの早期復旧のための資材置き場として、周辺自治体と土地の提供について協定をすすめる。

(リスクシナリオ 8-5)

文化・教育

【防災教育の推進】

- 防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。

(リスクシナリオ 1-1、1-3、1-4、1-5、1-6)

【学校施設の整備】

- 施設や設備の老朽化の状況を把握し、計画的な改修を行い、安全な教育環境を確保するとともに、生活様式等の変化に対応した施設の整備を行う。また、小・中学校の空調設備についても、順次整備を進める。さらに、発災時における避難所としての必要な機能が発揮できるよう、建築非構造部材の耐震対策や、児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、屋外防災施設、自家発電設備の整備、その他防災機能強化に資する整備を行う。

(リスクシナリオ 2-7)

【文化・風習の継承】

- 文化財の保存修理や、神楽等地域の民俗芸能を継承する活動を支援する。
また、宮島で暮らす定住者を確保し、子供の時から文化・風習の教育を行うなど、固有の文化・風習を継承する人材を育てるとともに、宮島の文化・風習を理解している人が島内に入りやすい仕組みをつくるなど、固有の文化・風習を継承できる人を島外から受け入れる。

(リスクシナリオ 8-4)

リスクコミュニケーション

【住宅・建築物の耐震化に向けた啓発等】

- 建築物所有者等に対する耐震診断・改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設置し、耐震診断・改修の必要性や支援制度等の情報提供に努める。

(リスクシナリオ 1-1、1-3、2-3、2-5、7-3)

【防災訓練の支援】

- 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。

(リスクシナリオ 1-1、1-3、1-4、1-5、1-6)

【自主防災活動の支援】

- 市民に対して、自主防災の必要性を広報紙、ホームページ等を利用して広め、市内全域に自主防災組織が設置されるように努めるとともに、自主防災組織の活動の活性化を支援する。

また、自主防災組織の責任者等を対象に各種研修会や情報交換会を開催するほか、自主防災組織に対して助言するとともに、出前トークや各種訓練の実施、各種ハザードマップの作成を通じて、市民の防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主防災活動のリーダー（防災士）の育成に取り組む。

さらに、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成を行う。

(リスクシナリオ 1-1、1-2、2-3、7-1)

【ハザードマップの作成等】

- 地域住民等が災害時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他災害からの避難に関する意識を啓発する。

(リスクシナリオ 1-3、1-4、1-5)

【住民等の食糧・物資等の備蓄に向けた啓発】

- 住民・事業者に対して、災害の発生した日から3日分、可能な限り1週間分程度の食糧、生活必需品等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

(リスクシナリオ 2-1、2-2、5-8)

【帰宅困難者対策】

- 帰宅困難者が多数発生する場合は、交通情報を伝達するとともに、適切な場所へ一時滞在のため誘導を図っていくため、平時より関係機関と連携し情報の伝達体制の確立に努める。また、「むやみに移動しない」という原則を徹底するとともに、市内の企業に食糧等の備蓄を呼びかけておく。

(リスクシナリオ 2-4)

【企業防災の促進】

- 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。

(リスクシナリオ 5-1、5-2、5-7、5-8、6-1、7-5、8-6)

【ボランティア等民間団体との連携の強化】

- 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、専門的な資格や技能を有する者や支援項目毎のボランティア団体の活動把握に努める。また、平時から、廿日市市被災者生活サポートボラネット等民間団体との連携を深め、災害発生時の協働体制の確立に努める。

(リスクシナリオ 8-2)

【液状化等の危険の周知】

- 地震時における地盤の液状化や建築物の倒壊等の危険性を示した地震ハザードマップを活用し、住民への意識啓発の推進する。

(リスクシナリオ 8-3)

【文化財の保護】

- 市内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図る。

(リスクシナリオ 8-3)

耐震・長寿命化

【宅地の安全性の確保】 (再掲)

- 宅地造成等の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において適正な宅地造成等を促進するとともに、災害の防止を促進する。

また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップの住民への周知を促進するとともに、大規模盛土造成地の経過観察、必要に応じて第二次スクリーニングや滑動崩落防止対策を行う等、大規模盛土造成地の耐震化を推進する。

(リスクシナリオ 1-1)

【市営住宅の長寿命化等】 (再掲)

- 市営住宅等の計画的な修繕・長寿命化を進めるとともに、防災・減災に配慮した市営住宅等の再配置を促進する。

(リスクシナリオ 1-1、8-5)

【公共建築物等の耐震化・長寿命化】 (再掲)

- 災害発生時において、防災活動の拠点施設となる市庁舎、消防庁舎等について、非構造部材を含めた耐震化を図るとともに、施設及び設備の点検整備を定期的に行う。

また、その他の公共建築物等については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化を進める。

(リスクシナリオ 1-1、3-1)

【道路交通の確保】 (再掲)

- 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワーク

を確保するため、緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震対策を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。

(リスクシナリオ 1-1、1-5、5-5、6-4、7-3)

【インフラ施設の長寿命化】 (再掲)

- 道路・橋りょう・水道・下水道・公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行う。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。

(リスクシナリオ 1-1、1-5、5-5、6-4、7-3)

【消防施設の整備等】 (再掲)

- 地域の消防防災拠点施設である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を推進するとともに、庁舎の老朽化等に伴う更新や耐震対策を図る。

(リスクシナリオ 1-2、2-2、2-3、7-1)

【道路等の整備・維持管理】 (再掲)

- 避難場所と公共施設等を有機的に連携させる道路並びに災害応急対策活動の地区拠点となる支部周辺の道路の整備を重点的に行うとともに、橋りょうの耐震補強等を行い、耐震性の向上を図るものとする。その他の道路についても、橋りょう、道路のり面等の点検補強に努めるとともに、狭あい道路の拡幅についても逐次行うものとする。

(リスクシナリオ 1-2、7-1)

【漁港施設等の長寿命化】 (再掲)

- 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行い、計画的・効率的な維持管理によって、施設の長寿命化を図る。

(リスクシナリオ 1-3、1-4、5-5、6-5、7-2)

【水道施設の整備・老朽化対策】 (再掲)

- 水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の老朽化対策を進めるとともに、耐震性能の高い構造をもつ水道管及び施設への更新と整備を図る。また、停電対策として、非常用発電設備の整備等を行う。さらに、水道施設の復旧の迅速化を図るためのシステム構築に努める。

(リスクシナリオ 2-1、6-2)

【学校施設の整備】 (再掲)

- 施設や設備の老朽化の状況を把握し、計画的な改修を行い、安全な教育環境を確保するとともに、生活様式等の変化に対応した施設の整備を行う。また、小・中学校の空調設備についても、順次整備を進める。さらに、発災時における避難所としての必要な機能が発揮できるよう、建築非構造部材の耐震対策や、児童生徒等の安全を確保

する上で必要な工事、屋外防災施設、自家発電設備の整備、その他防災機能強化に資する整備を行う。

(リスクシナリオ 2-7)

【排水施設等の老朽化対策】 (再掲)

- 処理場やポンプ施設については、多くの設備機器が更新時期を迎えていることから、長寿命化の視点で更新を進める。

また、管渠の整備の際に耐震資材を使用するとともに、処理場やポンプ場について耐震性等の調査を行い、施設の更新に合わせて耐震対策を進める。

(リスクシナリオ 7-4)

3 リスクシナリオごとの方針

リスクシナリオごとの「推進すべき施策の方針」については、別表のとおりである。

4 重点化する施策

(1) 重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、「地域特性を踏まえつつ重点化を行うことが重要」とされている。

本市では、マグニチュード9の最大クラスの南海トラフ巨大地震が起こった場合、これまでに経験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている。また、本市には土砂災害危険箇所が多数あり、多くの尊い生命が失われるおそれがある。

こうしたことから、本計画では、国の基本計画や広島県強靱化地域計画を踏まえ、回避を優先する事態を「人命保護に直接関わる事態」とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

また、平成28(2016)年4月の熊本地震では、被災により基礎自治体の行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の総括や関係機関との総合調整、市民生活の迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことが明らかとなったことから、「行政機能の大幅な低下につながる事態」もあわせて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

さらに、平成30(2018)年9月の北海道胆振東部地震や令和元(2019)年9月の台風第15号では大規模停電が広範囲・長期に及んだことから、通信機器の途絶による情報収集・発信の遅れ、その後の復旧作業へ支障を来すなど多大な影響を与えた。そのため、電力供給をはじめとした「市民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態」に関する施策についても重点化の対象とする。

(2) 重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の21の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接関わる事態】

1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【行政機能の大幅な低下につながる事態】

3-1	本市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	-------------------------

【市民生活等に必要な最低限のライフラインを確保できない事態】

2-1	被災地での食糧・飲料水・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	水道の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止

第6章 計画の推進

1 計画の推進及び進捗管理

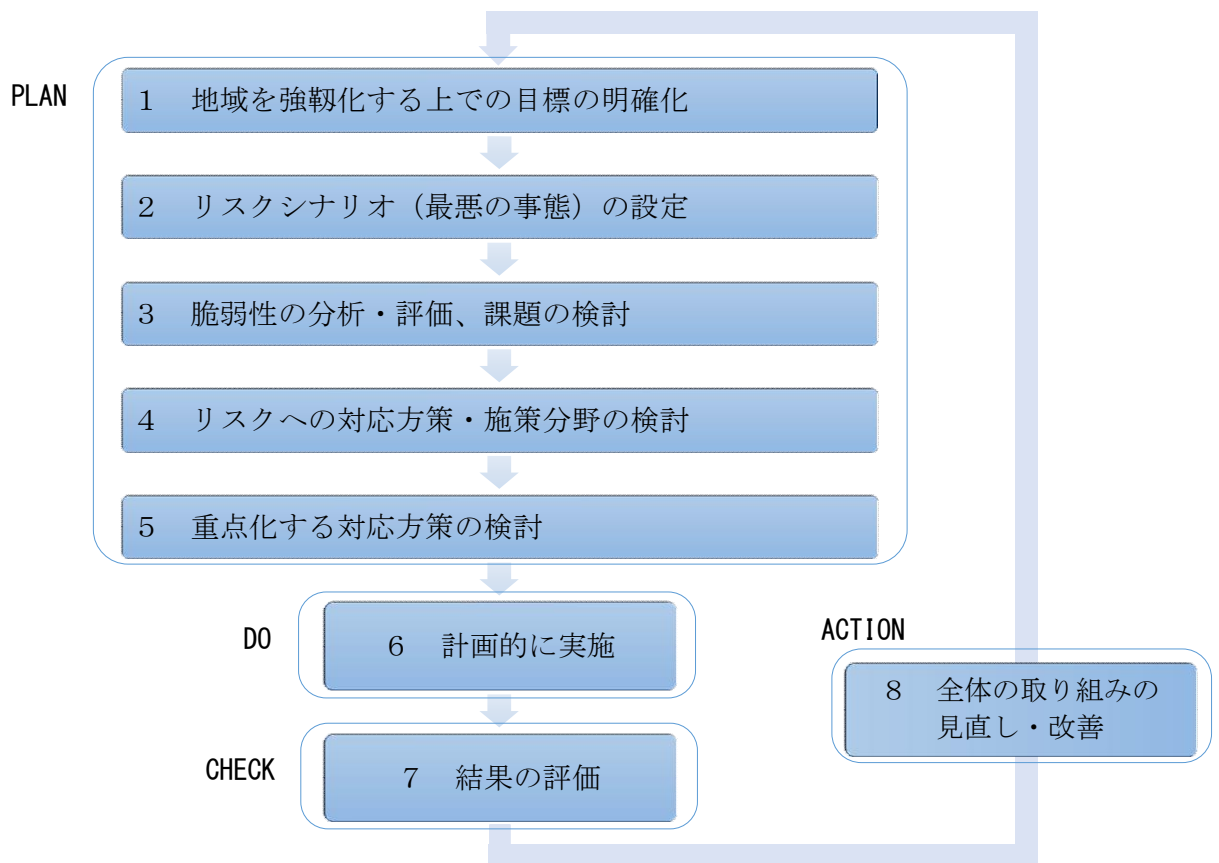
計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもとで、各部局間の相互調整を図りながら一丸となって取り組む。

また、本計画は、まちづくりの理念や方向性を明らかにした総合的なまちづくりの指針である「廿日市市総合計画」と整合・調和を図る必要があることから、本計画に基づき実施する事業の進捗状況については、「廿日市市総合計画」における地域強靱化に資する関連事業と一体的に管理を行うこととする。

2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び県の強靱化施策の取組状況や本市の総合計画の見直しなどを考慮しつつ、適宜、見直しを行う。

なお、本計画は、他の分野別計画における本市の国土強靱化に関する指針として位置付けているものであることから、地域防災計画をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図る。



基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	脆弱性評価	施策分野	推進すべき施策の方針	(参考) 分野別計画等	(参考) 担当部署
①人命の保護が最大限図られること ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○ 過去の地震において、耐震性能を満たしていない建築物に甚大な被害が生じていることから、民間の住宅・建築物について引き続き支援を行い、耐震診断・耐震改修等を促進する必要がある。また、宅地の安全性を確保する必要がある。	住宅・まちづくり	【住宅・建築物の耐震性の推進】 ○ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなどの既存建築物について、耐震診断・改修等の啓発・指導を行うとともに補助を実施し、耐震化に係る施策を総合的に推進する。	地域防災計画<地震対策編>(p.19) 耐震改修促進計画(p.22-23)	建設部
				リスクコミュニケーション	【住宅・建築物の耐震化に向けた啓蒙等】 ○ 建築物所有者等に対する耐震診断・改修等の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設置し、耐震診断・改修等の必要性や支援制度等の情報提供に努める。	耐震改修促進計画(p.24)	建設部
				住宅・まちづくり	【ブロック塀等の安全対策の促進】 ○ 地震等によるブロック塀等の倒壊による歩行者への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えを支援する。	住生活基本計画(p.90) 耐震改修促進計画(p.23)	建設部
				住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	【宅地の安全性の確保】 ○ 宅地造成の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域において適正な宅地造成等を促進するとともに、災害の防止を促進する。 また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを住民への周知を促進するとともに、大規模盛土造成地の経過観察、必要に応じて二次スクリーニングや滑動崩落防止対策を行う等、大規模盛土造成地の耐震化を推進する。	地域防災計画<地震対策編>(p.15, 20)	建設部
				行政機能・消防/耐震・長寿命化	【公共建築物等の耐震化・長寿命化】 ○ 災害発生時において、防災活動の拠点施設となる市庁舎、消防庁舎等について、非構造部材を含めた耐震化を図るとともに、施設及び設備の点検整備を行い、定期点検を行う。 また、その他の公共建築物等については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化を進める。	地域防災計画<地震対策編>(p.20) 公共施設マネジメント基本方針(p.17)	建設部 消防本部
				住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	【市営住宅等の長寿命化等】 ○ 市営住宅等の計画的な修繕・長寿命化を進めるとともに、防災・減災に配慮した市営住宅等の再配置を促進する。	住生活基本計画(p.77)	建設部
				住宅・まちづくり	【総合的な空き家対策】 ○ 空き家等の発生や放置された空き家の増加を抑制するため、「廿日市市空き家等対策計画」に基づいて、市民の意識啓発・知識の普及を図るとともに、所有者等による空き家等の適正管理を促進する。 また、空き家を有効活用するため、流通を促進するとともに、まちづくりに資する活用を進める。 さらに、老朽化した空き家の放置に伴う居住環境の悪化の防止、安全性の確保等を図るため、危険空き家対策を進める。	住生活基本計画(p.87) 空き家等対策計画	建設部
				リスクコミュニケーション	【防災訓練の支援】 ○ 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。	地域防災計画<一般対策編>(p.33)	総務部(危機) 地域振興部
				文化・教育	【防災教育の推進】 ○ 防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。	地域防災計画<一般対策編>(p.26)	総務部(危機) 地域振興部 教育部 消防本部
				行政機能・消防	【通信施設・設備の整備・充実等】 ○ 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。 さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。	地域防災計画<一般対策編>(p.24) 地域防災計画<地震対策編>(p.20)	総務部(危機)
				保健医療・福祉	【避難支援体制の確立】 ○ 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者への援護が適切に行えるように努めるとともに、在宅の避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。また、町内会・自治会や区、コミュニティ、自主防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員と市の連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平時時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。	地域防災計画<一般対策編>(p.30-31)	総務部(危機) 地域振興部 健康福祉部
				行政機能・消防	【消防団の充実強化】 ○ 消防団員数の確保のため、地域の実態に即した団員確保方を検討し、住民の更なる幅広い層に対し、消防団の入団促進活動を実施するとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと迅速で効率的な災害対応を図るため、消防団の新たな組織体制を構築する。	R5地域防災計画<一般対策編>(p.39)	消防本部
				リスクコミュニケーション	【自主防災活動の支援】 ○ 市民に対して、自主防災の必要性を広報紙、ホームページ等を利用して広め、市内全域に自主防災組織が設置されるように努めるとともに、自主防災組織の活動の活性化を支援する。 また、自主防災組織の責任者等を対象に各種研修会や情報交換会を開催するほか、自主防災組織に対して助言するとともに、出前トークや各種訓練の実施、各種ハザードマップの作成を通じて、市民の防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主防災活動のリーダー(防災士)の育成に取り組む。 さらに、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成を行う。	地域防災計画<一般対策編>(p.28) 第6次総合計画前期基本計画(p.23)	総務部(危機) 地域振興部
				住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	【道路交通の確保】 ○ 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋りょうの耐震対策を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。	第10次交通安全計画(p.18)	建設部
				住宅・まちづくり	【インフラ施設の長寿命化】 ○ 道路・橋りょう・水道・下水道・公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行う。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。	公共施設マネジメント基本方針(p.19-21)	施設所管課
住宅・まちづくり	【海岸保全施設の整備等】 ○ 防波堤、堤岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。	都市計画マスタープラン(p.63)	建設部				
住宅・まちづくり	【無電柱化の推進】 ○ 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行う際に無電柱化を推進する。	第10次交通安全計画(p.16)	建設部				

1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	〇 建築物の密集化が著しい既成市街地では、地震発生時に大規模火災が発生するリスクの高いことから、密集市街地の防災性の向上を図る必要がある。	住宅・まちづくり	【都市の不燃化・防災化】 〇 市街地の中心部などで建築密度が高く、火災による延焼の危険性が高い区域について、建築物の不燃化・防災化を図るため、必要に応じて防火地域及び防火地域の指定をする。 〇 市街地の再開発等を行う場合は、建築物の耐震不燃化、オープンスペースの確保、公共施設の整備等、都市の防災構造化を図ることに努めるものとする。	地域防災計画<地 域対策編>(p.19)	建設部		
			行政機能・消防	【感震ブレーカー等の普及促進】 〇 地震による電気火災の発生リスクを低減する感震ブレーカーを普及啓発し、発生した火災を早期に見出し被害を抑制するための住宅用火災警報器の適正な維持管理を推進する。		消防本部		
		〇 市街地における消防水利の多くを占める消火栓は、大規模地震発生時には、地盤の変動による水道管の破損、断水等により使用不能になることも予想されることから、消防水利の多様化が必要である。	行政機能・消防	【消防水利の確保】 〇 市街地等における消防水利施設の整備を図るとともに、貯留水利の不足している地域に耐震性貯水槽を逐次整備する。	消防計画(p.6)	R5地域防災計画<一般対策編>(p.74)	消防本部	
		〇 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による消防の災害対応力を向上させる必要がある。	行政機能・消防/耐震・長寿命化	【消防施設の整備等】 〇 地域の消防防災拠点施設である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を推進するとともに、庁舎の老朽化等に伴う更新や耐震対策を図る。	消防計画(p.6)		消防本部	
			行政機能・消防	【消防設備の整備等】 〇 高機能消防指令センター、消防無線施設を核として、あらゆる防災情報を収集、処理、伝達する消防通信指令システムの維持管理及び更新を図る。 〇 消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車等の消防車両、消防艇、消防艇係留施設及び消防設備の一層の整備を図るとともに、質の高度化を推進する。大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材の整備を推進する。	消防計画(p.6)	過疎地域持続的発展計画(R8～R12)(p.32) R5地域防災計画<一般対策編>(p.74)	消防本部	
			行政機能・消防	【消防職員の教育・訓練】 〇 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を向上させ、有事に際して有効的確な警防活動を図るために各種教育・訓練を行う。	消防計画(p.9-11)		消防本部	
		〇 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達する必要がある。	行政機能・消防	【通信施設・設備の整備・充実等】 〇 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。 〇 さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】	地域防災計画<一般対策編>(p.24)	地域防災計画<地 域対策編>(p.20)	総務部(危機)	
		〇 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。	保健医療・福祉	【避難支援体制の確立】 〇 避難支援関係者と連携し、避難行動要支援者への支援が適切に行えるように努めるとともに、在宅の避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。また、町内会・自治会や区、コミュニティ、自主防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員と市の連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平時時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。【再掲】	地域防災計画<一般対策編>(p.30-31)		総務部(危機) 地域振興部 健康福祉部	
		〇 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援する必要がある。	行政機能・消防	【消防団の充実強化】 〇 消防団員数の確保のため、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、住民の更なる幅広い層に対し、消防団の入団促進活動を実施するとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと迅速で効率的な災害対応を図るため、消防団の新たな組織体制を構築する。【再掲】	R5地域防災計画<一般対策編>(p.39)		消防本部	
			リスクコミュニケーション	【自主防災活動の支援】 〇 市民に対して、自主防災の必要性を広報紙、ホームページ等を利用して広め、市内全域に自主防災組織が設置されるように努めるとともに、自主防災組織の活動の活性化を支援する。 また、自主防災組織の責任者等を対象に各種研修会や情報交換会を開催するほか、自主防災組織に対して助言するとともに、出前講座や各種訓練の実施、各種ハードウェアの作成を通じて、市民の防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主防災活動のリーダー(防災士)の育成に取り組む。 さらに、自主防災組織の活動に必要な防災用資機材等の整備を促進するために必要な助成を行う。【再掲】	地域防災計画<一般対策編>(p.28)	第6次総合計画前期基本計画(p.23)	総務部(危機) 地域振興部	
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	〇 道路及び橋りょうは、災害時において火災の延焼を防ぎ、住民の避難、防災機関による防災活動等の動脈として欠くことのできな防火施設であることから、適切な整備・維持管理を行う必要がある。	住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	【道路等の整備・維持管理】 〇 避難場所と公共施設等を有機的に連携させる道路並びに災害急時対策活動の地区拠点となる支路周辺の道路の整備を重点的に行うとともに、橋りょうの耐震補強・維持修繕を行い、耐震性の向上・長寿命化を図るものとする。その他の道路について、橋りょう、道路のり面等の点検補強・修繕に努めるとともに、狭い道路の拡幅についても逐次行うものとする。	地域防災計画<地 域対策編>(p.21)	広島県廿日市市秩あり道路拡幅整備促進計画(p.1) 廿日市市橋りょう長寿命化修繕計画(p.5) 道路トンネル個別施設計画(p.4)	建設部	
		〇 公園及び緑地は、災害時において指定緊急避難場所、火災の延焼の防止等有効な役割を果たすものであることから適切な整備・維持管理を行う必要がある。	住宅・まちづくり	【公園・緑地の整備】 〇 防災施設としての機能も踏まえた公園及び緑地の整備に努める。	地域防災計画<地 域対策編>(p.21)		建設部	
		〇 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞が発生させないために、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。	住宅・まちづくり	【住宅・建築物の耐震化の推進】 〇 既存建築物の耐震性の向上を図るため、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなどの既存建築物について、耐震診断・改修の啓発・指導を行うとともに補助制度を実施し、耐震化に係る施策を施策を総合的に推進する。【再掲】	地域防災計画<地 域対策編>(p.19)	耐震改修促進計画(p.23-26)	建設部	
			リスクコミュニケーション	【住宅・建築物の耐震化に向けた啓発等】 〇 建築物所有者等に対する耐震診断・改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設置し、耐震診断・改修の必要性や支援制度等の情報提供に努める。【再掲】	耐震改修促進計画(p.23-26)		建設部	
			住宅・まちづくり	【ブロック塀等の安全対策の促進】 〇 地震等によるブロック塀等の倒壊による歩行者への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び代替えを支援する。【再掲】	住生活基本計画(p.90)	耐震改修促進計画(H31.4追加分)	建設部	
		〇 津波の発生に備え、防波堤や護岸等を整備する必要がある。	住宅・まちづくり	【海岸保全施設の整備等】 〇 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。【再掲】	都市計画マスタープラン(p.63)		建設部	

		<p>○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達する必要がある。</p> <p>○ 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。</p> <p>○ 地震発生時に津波から迅速かつ確実に避難するため、ハザードマップの作成・見直しを進めるとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。また、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援する必要がある。</p>	<p>行政機能・消防</p> <p>保健医療・福祉</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>文化・教育</p>	<p>【通信施設・設備の整備・充実等】 ○ 平時より、防災無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】</p> <p>【避難支援体制の確立】 ○ 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者への援護が適切に行えるよう努めるとともに、在宅の避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。また、町内会・自治会や区、コミュニティ、自主防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員と市の連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。【再掲】</p> <p>【ハザードマップの作成等】 ○ 地域住民等が災害時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他災害からの避難に関する意識を啓発する。</p> <p>【防災訓練の支援】 ○ 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。【再掲】</p> <p>【防災教育の推進】 ○ 防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。【再掲】</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.24)</p> <p>地域防災計画<地震対策編>(p.20)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.30-31)</p> <p>地域防災計画<地震対策編>(p.80)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.33)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.26)</p>	<p>総務部(危機)</p> <p>総務部(危機) 地域振興部 健康福祉部</p> <p>総務部(危機) 地域振興部</p> <p>総務部(危機) 地域振興部 教育部 消防本部</p>
		<p>○ 迅速に避難するため、避難路の選定及び整備、避難場所の確保を進めなければならない。</p> <p>○ 津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時における緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する道路等の整備を推進する。</p>	<p>住宅・まちづくり</p> <p>住宅・まちづくり</p>	<p>【避難路の選定】 ○ 避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したうえに、住民参加のワークショップを開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。また、広島県が実施する土砂災害警戒区域等を示す標識の設置を協力して進める。</p> <p>【避難路の整備等】 ○ 津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時における緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する道路等の整備を推進する。</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.24)</p> <p>第10次交通安全計画(p.18)</p>	<p>総務部(危機) 地域振興部 建設部 教育部</p> <p>建設部</p>
		<p>○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づき漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。</p>	<p>産業・観光・農林水産業(観光・長寿化)</p>	<p>【漁港施設等の長寿命化】 ○ 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行うに計画し、緊急輸送道路管理によって、施設の長寿命化を図る。</p> <p>【海岸保全施設の整備】 ○ 高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐために、海岸保全施設を適切に整備を図る。</p>	<p>はつがいち未来ビジョン2035前期基本計画(p.57)</p>	<p>産業部</p>
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	<p>○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達するため通信施設・設備の整備等を行う必要がある。</p> <p>○ 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。</p> <p>○ 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、河川の見ゆせつや護岸改修や海岸保全施設を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。</p> <p>○ 身を守る行動の取り方等について、ハザードマップの作成・見直し等を進めるとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p> <p>○ 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。</p> <p>○ 市の各部等が大規模災害時に迅速かつ適切に災害対応業務が行えるよう災害対応マニュアルを整備し防災に万全を期する必要がある。</p> <p>○ 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。</p> <p>○ 市街地の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。</p>	<p>行政機能・消防</p> <p>保健医療・福祉</p> <p>住宅・まちづくり</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>リスクコミュニケーション</p> <p>文化・教育</p> <p>行政機能・消防</p> <p>行政機能・消防</p> <p>行政機能・消防</p> <p>住宅・まちづくり</p>	<p>【通信施設・設備の整備・充実等】 ○ 平時より、防災無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】</p> <p>【避難支援体制の確立】 ○ 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者への援護が適切に行えるよう努めるとともに、在宅の避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。また、町内会・自治会や区、コミュニティ、自主防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員と市の連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。【再掲】</p> <p>【河川の整備等】 ○ 一、二級河川については、国・県との連携を密にし、高潮や洪水による被害を防止するために、しゅんせつや護岸改修等の事業を促進するとともに、本市が管理する普通河川については、流域の実態を的確に把握し、しゅんせつや護岸改修等による河川の流下断面の確保に努める。</p> <p>【海岸保全施設の整備等】 ○ 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。【再掲】</p> <p>【ハザードマップの作成等】 ○ 地域住民等が災害時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他災害からの避難に関する意識を啓発する。【再掲】</p> <p>【防災訓練の支援】 ○ 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。【再掲】</p> <p>【防災教育の推進】 ○ 防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。【再掲】</p> <p>【災害対応マニュアルの整備】 ○ 市の各部、各支所、各課及び関係機関は、地域防災計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うに当たっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に万全を期する。</p> <p>【消防職員等の教育・訓練】 ○ 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を向上させ、有事に際して有効的確な警防活動を図るために各種教育・訓練を行う。【再掲】</p> <p>【下水道施設の整備】 ○ 浸水防止のため雨水管路、雨水ポンプ場の整備充実や雨水調整池などの雨水流出抑制策の採用に努めるとともに、施設整備等の機能を十二分に発揮するため、水防情報システム等を活用してポンプ起動の早期準備などに努める。また、停電によるポンプ等の停止を避けるため、自家発電設備の整備及び断水時のポンプ冷却水の確保のための循環方式の採用や改良を行うとともに、燃料・冷却水等の常時確保に努める。さらに、集水機能を確保するため、管路施設の改良並びに増強を図るほか、雨水槽や排水管路の清掃を定期的に行うとともに、排水を円滑に実施できるように、常に排水ポンプを始め機械設備の保守点検を実施する。</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.24)</p> <p>地域防災計画<地震対策編>(p.20)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.30-31)</p> <p>地域防災計画<地震対策編>(p.80)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.33)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.26)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.32)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.1)</p> <p>消防計画(p.9-11)</p> <p>地域防災計画<一般対策編>(p.19)</p>	<p>総務部(危機)</p> <p>総務部(危機) 地域振興部 健康福祉部</p> <p>建設部</p> <p>建設部</p> <p>総務部(危機) 地域振興部</p> <p>総務部(危機) 地域振興部 教育部 消防本部</p> <p>全課</p> <p>全課</p> <p>消防本部</p> <p>建設部</p>

				<p>○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。なお、高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業/耐震・長寿命化	<p>【漁港施設等の長寿命化】 ○ 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行い、計画的・効率的な維持管理によって、施設の長寿命化を図る。【再掲】</p>	はつがい未来ビジョン2035前期基本計画(p57)	産業部
	1-5	大規模な土砂災害による多数の死者の発生	<p>○ 土砂災害特別警戒区域等の災害の恐れの高い区域については、宅地の開発や造成の抑制・規制等により、災害の未然防止と被害の軽減を図る必要がある。</p> <p>○ 土砂災害等の発生を未然に防ぐため、危険箇所への施設整備等を促進する必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【漁港施設等の長寿命化】 ○ 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行い、計画的・効率的な維持管理によって、施設の長寿命化を図る。【再掲】</p> <p>【海岸保全施設の整備】 ○ 高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐために、海岸保全施設を適切に整備を図る。【再掲】</p> <p>【土砂災害対策の推進】 ○ かけ崩れ、土石流に対応した急傾斜地崩壊対策や砂防堰堤の整備促進など、土砂災害対策を推進する。</p>	都市計画マスタープラン(p.63-64) 住生活基本計画(p.85)	建設部	
			<p>○ 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)</p>	住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【道路交通の確保】 ○ 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に於ける擁壁の耐震補修・維持修繕対策を推進するとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。【再掲】</p>	第10次交通安全計画(p.18) 廿日市橋りょう長寿命化修繕計画(p.5) 公共施設マネジメント基本方針(p.19-21)	建設部	
			<p>○ 水源かん養、災害防止などの重要な機能を有する森林を保全し、土砂災害を未然に防ぐ必要がある。</p>	住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【インフラ施設の長寿命化】 ○ 道路・橋りょう、水道・下水道、公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行います。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。【再掲】</p> <p>【海岸保全施設の整備等】 ○ 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鴨川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を推進する。【再掲】</p> <p>【森林の保全等】 ○ 土砂災害警戒区域周辺の森林、土砂流出防止機能を有する森林などを保全するため保安林等既存制度の活用を図るとともに、林内路網の計画的な整備を進める。 また、搬出間伐等により森林の適正管理を行うとともに、荒廃した人工林や里山林の再生などする仕組みを構築し、市民協働による森づくりを推進する。</p>	都市計画マスタープラン(p.63) 緑の基本計画(p.30) 第6次総合計画前期基本計画(p.35)はつがい未来ビジョン2035前期基本計画(p57)	建設部	
			<p>○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、緊急情報等を確実に住民へ伝達するため通信施設・設備の整備等を行う必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業	<p>【通信施設・設備の整備・充実等】 ○ 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努め、無線従事者の養成及び訓練を行う。 また、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】</p>	緑の基本計画(p.30)	産業部 建設部	
			<p>○ 災害時に避難行動要支援者が円滑に避難し、指定避難所で安心して避難生活が送れるよう避難支援体制の確立を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【避難支援体制の確立】 ○ 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者への援護が適切に行えるよう努めるとともに、在宅の避難行動要支援者を把握し、名簿を作成する。また、町内会・自治会や区、コミュニティ、防災組織等の支援団体及び民生委員・児童委員と市の連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平時時から収集し、管理・共有するとともに、一人ひとりの避難行動要支援者に対する具体的な避難支援計画の策定に努める。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.24) 地域防災計画<地蔵対策編>(p.20)	総務部(危機)	
			<p>○ 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。</p>	保健医療・福祉	<p>【災害発生時の円滑な応急活動の実施】 ○ 災害発生時に円滑で十分な応急活動を行うため、また各防災関係機関等との協力体制の充実を図るために、平時より応急対策に係る訓練を行うものとする。 また、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.30-31) 地域防災計画<一般対策編>(p.32)	総務部(危機) 地域振興部 健康福祉部	
			<p>○ 身を守る行動の取り方等について、ハザードマップの作成・見直し等を進めるとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【ハザードマップの作成等】 ○ 地域住民等が災害時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し、周知、ワークショップの開催その他災害からの避難に関する意識を啓発する。【再掲】</p>	地域防災計画<地蔵対策編>(p.80)	総務部(危機)	
				リスクコミュニケーション	<p>【防災訓練の支援】 ○ 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.33)	総務部(危機) 地域振興部	
				文化・教育	<p>【防災教育の推進】 ○ 防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.26)	総務部(危機) 地域振興部 教育部 消防本部	
			<p>○ 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【消防職員の教育・訓練】 ○ 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を向上させ、有事に際して有効な警防活動を図るために各種教育・訓練を行う。【再掲】</p>	消防計画(p.9-11)	消防本部	
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死者の発生	<p>○ 豪雪時には、災害の予防、被害の軽減の観点から、交通・輸送のための道路機能の確保が特に重要であることから、関係機関等を含めた除雪体制の強化等を行う必要がある。</p> <p>○ 雪崩等から身を守る行動のとり方等について、学校や職場、自主防災組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【除雪体制の整備等】 ○ 速やかかつ的確に除雪活動が実施できるよう体制の整備を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の確保に努める。 また、迅速かつ的確に除雪作業が実施できるよう、除雪業務路線の責任分担、緊急順位、除雪機械の配置等について、あらかじめ関係機関と協議しておくとともに、建設業者等に対し、応急体制について協力を求めておく。</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.11) 除雪計画(廿日市)P3~P10	建設部	
				リスクコミュニケーション	<p>【防災訓練の支援】 ○ 防災関係機関、自主防災組織等が実施する防災訓練について、必要な助言、指導を行うとともに、積極的に協力する。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.33)	総務部(危機) 地域振興部	
				文化・教育	<p>【防災教育の推進】 ○ 防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.26)	総務部(危機) 地域振興部 教育部 消防本部	
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	<p>○ 水道施設が被災した場合に備え、応急給水体制の整備を図り、災害時の飲料水を確保するとともに、被害を最小限にとどめるため、水道施設の適切な更新・整備等を行う必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【応急給水施設の整備】 ○ 水道施設が被災し断水に至った場合に備え、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を整備するとともに、指定緊急避難場所等に応急給水栓や応急給水槽を設置するため、応急給水施設の整備を図る。</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.13)	水道企業団	
	2-1	被災地での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		住宅・まちづくり	<p>【水源の確保】 ○ 安定的給水確保の観点から、現在保有している自己水源の水質保全を含め、予備水源の活用など、非常時における自己水源のあり方を検討する必要がある。</p>	水道企業団広域計画(p37)	水道企業団	
				住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【水道施設の整備・老朽化対策】 ○ 水道施設の被害を最小限にとどめるため、施設の老朽化対策を速やかに行い、耐震性能の高い構造をもつ水道管及び施設への更新と整備を図る。また、停電対策として、非常用発電設備の整備等を行う。さらに、水道施設の復旧の迅速化を図るためのシステム構築に努める。</p>	地域防災計画<地蔵対策編>(p.21)	水道企業団	

2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<p>○ 大規模災害により物流がストップした場合に備え、食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う必要がある。</p> <p>また、大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、公助のみでは食料等の提供が十分ではない事象も想定されることから、家庭や事業所内における備蓄の充実を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【食糧・物資等の備蓄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において物資の備蓄を図り、物資の確保が困難となった被災者に対し、食糧、飲料水、生活必需品等を供給し、円滑な応急対応を行うため、地震対策で備蓄した食糧、生活必需品等を有効的に活用する。 	地域防災計画<一般対策編>(p.20)	総務部(危機)	
		<p>○ 既存エネルギーの電力供給が停止した場合、市庁舎や避難所となる市民センターや学校などでの災害対策活動を支援を要するだけでなく、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあることから、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を目指す必要がある。</p>	環境・エネルギー	<p>【再生可能エネルギー設備等の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設の新築や改築に併せて屋根を活用した太陽光発電設備の導入を促進する。また、太陽光、地熱、中小水力、バイオなどの再生可能エネルギーを活用した設備等の普及・啓発に取り組む。 	地域防災計画<一般対策編>(p.20)	第2次環境基本計画(p.54)	生活環境部 施設管理課
		<p>○ 地震等による電柱の倒壊や架空電線の断線などにより電力供給が寸断されないよう、無電柱化等を着実に推進していく必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【無電柱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行う際に無電柱化を推進する。【再掲】 	第10次交通安全計画(p.16)	建設部	
		<p>○ 孤立地域等で傷病者が発生した場合等に速やかに救急医療を提供できるよう、孤立する可能性のある地域等の診療体制の維持やドクターヘリによる救急搬送体制の確保を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【ドクターヘリとの連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急病や事故発生時に速やかな救急医療を提供できるドクターヘリ及び広島市消防ヘリコプター、広島県消防ヘリコプターを活用した医師・看護師の現場搬送及び救急医療を提供するドクターヘリの事業との緊密な連携・協力体制の確保を図る。 また、山間部及び島しょ部等から迅速に患者を搬送するため、地域医療拠点等へのヘリポートの開設、ランデブーポイントの増設を推進する。 	地域医療構想(p.18)	経営企画部 消防本部	
		<p>○ 孤立化する危険のある地域の住民や事業者に対し、水や食糧備蓄の啓発をする必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【食糧・物資等の備蓄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において物資の備蓄を図り、物資の確保が困難となった被災者に対し、食糧、飲料水、生活必需品等を供給し、円滑な応急対応を行うため、地震対策で備蓄した食糧、生活必需品等を有効的に活用する。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.20)	総務部(危機)	
		<p>○ 孤立化する危険のある地域の被災者などに対し、防災行政無線のデジタル化等により確実に情報を伝達する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【多様な通信手段の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における各機関相互の窓口及び連絡系統を明確にするにとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておくものとする。 また、有線系、地上系・衛星系等による通信の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県を通じた一体的な整備を図る。 	地域防災計画<一般対策編>(p.75)	総務部(危機)	
		<p>○ 土砂災害、豪雪、台風等の波浪により孤立状態の中で、重篤な救急患者が発生することも予想されることから、災害時の救助・救急事故に対処できる対策を講ずる必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【救急・救急体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携しながら、救急隊の配備や、必要な資機材の充実整備等、救助・救急体制の整備に努める。 ○ 高規格救急車の整備及び救急救命士の養成に努め、救急体制の確立を図る。 	R5地域防災計画<一般対策編>(p.76)	消防本部	
		<p>○ 消防職員の施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の老朽化対策や機能の充実等の取組を進める必要がある。</p>	行政機能・消防/耐震・長寿命化	<p>【消防施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の消防防災拠点施設である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を推進するとともに、庁舎の老朽化等に伴う更新や耐震対策を図る。【再掲】 	消防計画(p.6)	消防本部	
		<p>○ 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【応急対策訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に円滑で十分な応急対応活動を行うため、また各防災関係機関等との協力体制の充実を図るために、平時より応急対応に係る訓練を行うものとする。 また、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.32)	全課	
		<p>○ 災害により孤立地域が発生した場合でも、早期に道路開通及び応急復旧等を行うことができるよう、平時より建設業者などの関係機関と連携を図る必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【応急復旧要員の迅速な確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧を実施するために必要な要員及び建設機械を確保できるよう、あらかじめ建設業者に対して協力要請しておくものとする。 なお、人員が不足する場合には、迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請することから、平時より関係機関と連携を図る。 	地域防災計画<一般対策編>(p.163)	建設部	
		<p>○ 他団体からの応援の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に各団体の協力を得て被害を防ぎ、また、災害発生後の対応を行うため、あらかじめ、各種の協定を締結する。想定を超えた大規模な災害が発生した場合に、他自治体からの応援を受けられるよう、事前の協定締結を進めていくとともに、平時から受援体制を検討しておく。 	行政機能・消防	<p>【他団体からの応援の受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に各団体の協力を得て被害を防ぎ、また、災害発生後の対応を行うため、あらかじめ、各種の協定を締結する。想定を超えた大規模な災害が発生した場合に、他自治体からの応援を受けられるよう、事前の協定締結を進めていくとともに、平時から受援体制を検討しておく。 	地域防災計画<一般対策編>(p.34)	全課	

2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<p>○ 救助・救急活動等の拠点となる消防署及び分署の老朽化対策や機能の充実を促進するとともに、消防の災害対応力強化のため、各種訓練の実施、装備資機材等の充実強化を図る必要がある。</p>	行政機能・消防/耐震・長寿命化	<p>【消防施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の消防防災拠点施設である消防署、分署及び消防団車庫の適正配置を推進するとともに、庁舎の老朽化等に伴う更新や耐震対策を図る。【再掲】 	消防計画(p.6)	消防本部	
		<p>○ 高機能消防指令センター、消防無線施設を核として、あらゆる防災情報を収集、処理、伝達する消防通信指令システムの維持管理及び更新を図る。</p> <p>さらに、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車等の消防車両、消防艇、消防艇留置施設及び消防装備の一層の整備を図るとともに、質の高度化を推進する。大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材の整備を推進する。</p>	行政機能・消防	<p>【消防設備の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高機能消防指令センター、消防無線施設を核として、あらゆる防災情報を収集、処理、伝達する消防通信指令システムの維持管理及び更新を図る。 さらに、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車等の消防車両、消防艇、消防艇留置施設及び消防装備の一層の整備を図るとともに、質の高度化を推進する。大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材の整備を推進する。 	消防計画(p.6)	消防本部	
		<p>○ 消防職員の教育・訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を上向きに、有事に際して有効な警防活動を図るために各種教育・訓練を行う。【再掲】 	行政機能・消防	<p>【消防職員の教育・訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防の任務遂行のために必要な知識及び技術を上向きに、有事に際して有効な警防活動を図るために各種教育・訓練を行う。【再掲】 	消防計画(p.9-11)	消防本部	
		<p>○ 大規模災害を想定した実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化を図る必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【応急対策訓練の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に円滑で十分な応急対応活動を行うため、また各防災関係機関等との協力体制の充実を図るために、平時より応急対応に係る訓練を行うものとする。 また、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させるものとする。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.32)	全課	
		<p>○ 民間の住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【住宅・建築物の耐震化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなどの既存建築物について、耐震診断・改修の啓発・指導を行うとともに補助制度を実施し、耐震化に係る施策を政策的に推進する。【再掲】 	地域防災計画<地震対策編>(p.19)	建設部	
		<p>○ 建築物所有者等に対する耐震診断・改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設け、耐震診断・改修の必要性や支援制度等の情報提供に努める。【再掲】</p>	リスクコミュニケーション	<p>【住宅・建築物の耐震化に向けた啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物所有者等に対する耐震診断・改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設け、耐震診断・改修の必要性や支援制度等の情報提供に努める。【再掲】 	耐震改修促進計画(p.26-27)	建設部	
		<p>○ ブロック塀等の安全対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震等によるブロック塀等の倒壊による歩行者への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び代替えを支援する。【再掲】 	住宅・まちづくり	<p>【ブロック塀等の安全対策の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震等によるブロック塀等の倒壊による歩行者への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び代替えを支援する。【再掲】 	住生活基本計画(p.90)	建設部	
		<p>○ 大規模災害時には公助の手が回らないこと想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、自主防災組織等の活動を支援し、強化を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【消防団の充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団員数の確保のため、地域の実態に即した団員確保方を検討し、住民の更なる「福住」層に対し、消防団の加入促進活動を実施するとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと迅速で効率的な災害対応を図るため、消防団の新たな組織体制を構築する。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.27)	消防本部	
		<p>○ 自主防災活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対して、自主防災の必要性を広報紙、ホームページ等を利用して広め、市内全域に自主防災組織が設置されるように努めるとともに、自主防災組織の活動の活性化を支援する。 また、自主防災組織の責任者等を対象に各種研修会や情報交換会を開催するほか、自主防災組織に対して助言するとともに、出前トークや各種訓練の実施、各種ハザードマップの作成を通じて、市民の防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主防災活動のリーダー(防災士)の育成に取り組む。 さらに、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進するために必要な助成を行う。【再掲】 	リスクコミュニケーション	<p>【自主防災活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対して、自主防災の必要性を広報紙、ホームページ等を利用して広め、市内全域に自主防災組織が設置されるように努めるとともに、自主防災組織の活動の活性化を支援する。 また、自主防災組織の責任者等を対象に各種研修会や情報交換会を開催するほか、自主防災組織に対して助言するとともに、出前トークや各種訓練の実施、各種ハザードマップの作成を通じて、市民の防災意識の醸成を図るとともに、地域の自主防災活動のリーダー(防災士)の育成に取り組む。 さらに、自主防災組織の活動に必要な防災資機材等の整備を促進するために必要な助成を行う。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.28)	第6次総合計画前期基本計画(p.23)	総務部(危機) 地域振興部

2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	<p>○ 鉄道・バス・フェリーの運転及び道路交通の現状及び見通しに関する情報等を逐次的に伝達する仕組みの導入や、一斉帰宅に伴う混乱を回避するため市内企業への啓発の必要がある。</p> <p>○ 宮島等の観光客へ災害情報等の提供、避難誘導、避難所への受け入れを行えるよう、関係団体と連携した災害支援体制の強化を図る必要がある。</p> <p>また、災害発生時に円滑に避難誘導ができるよう、日本語を理解できない外国人観光客向けの案内機能の充実が必要である。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【帰宅困難者対策】</p> <p>○ 帰宅困難者が多数発生する場合は、交通情報を伝達するとともに、適切な場所へ一時滞在するため誘導を図っていくため、平時より関係団体と連携し情報伝達体制の確立を図る。また、「行き先」に移動しないという原則を徹底するとともに、市内の企業に食糧等の備蓄を呼びかけておく。</p> <p>【観光客対策】</p> <p>○ 観光客への情報提供と避難所への誘導を行うことができるよう、宮島内事業者の避難訓練の実施や防災情報の周知を図るとともに、宮島観光協会、はつらみ観光協会と連携し、市と提携した施設で避難所を受け入れたいなど、事業者と連携を図る。</p> <p>また、外国人観光客の多い宮島では、英語を話すことができる案内人の増加、ビクトグラム(絵表示)による案内看板の設置など、外国人観光客向けの案内機能を充実させる。</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.111)</p> <p>観光振興基本計画(p.33-34)</p> <p>総務部(危機)</p> <p>地域振興部</p> <p>産業部</p>
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	<p>○ 大規模災害により大量の負傷者が発生した場合にも対応できるよう、救助・救急体制の確立を図る必要がある。</p> <p>○ 地震等による医療施設の倒壊又は救急搬送経路沿線の建築物や電柱等の倒壊による道路閉塞が生じないよう、医療施設をはじめ住宅・建築物の耐震化及び無電柱化を推進する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【救急・救急体制の整備】</p> <p>○ 関係機関と連携しながら、救急隊の配備や、必要な資機材の充実整備等、救助・救急体制の整備に努める。</p> <p>○ 高規格救急車1台整備及び救急救命士の養成に努め、救急体制の確立を図る。【再掲】</p> <p>【住宅・建築物の耐震化の推進】</p> <p>○ 既存建築物の耐震性の向上を図るとともに、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなど既存建築物について、耐震診断・改修の啓発、指導を行うとともに補助制度を実施し、耐震化に係る施策を施策を総合的に推進する。【再掲】</p> <p>【住宅・建築物の耐震化に向けた啓発等】</p> <p>○ 建築物所有者等に対する耐震診断・改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設置し、耐震診断・改修の必要性や支援制度等の情報提供に努める。【再掲】</p> <p>【ブロック塀等の安全対策の促進】</p> <p>○ 地震等によるブロック塀等の倒壊による通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却及び建替えを支援する。【再掲】</p> <p>【無電柱化の推進】</p> <p>○ 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行う際は無電柱化を推進する。【再掲】</p>	<p>R5地域防災計画<一般対策編>(p.76)</p> <p>消防本部</p> <p>地域防災計画<地災対策編>(p.19)</p> <p>耐震改修促進計画(p.23-26)</p> <p>耐震改修促進計画(p.26-27)</p> <p>耐震改修促進計画(131.4追加分)第10次交通安全計画(p.16)</p> <p>第10次交通安全計画(p.34,36)</p>
		<p>○ 災害時においても重症患者に救急医療の円滑な提供を図るため、広域搬送体制の活用や充実、二次・三次救急医療機関間の連携強化及びドクターヘリの効果的な活用による救急医療体制の強化が必要である。</p>	医療施設・福祉	<p>【救急医療機関等の連携強化】</p> <p>○ 二次・三次救急医療機関間の連携強化を促進するとともに、佐伯地区医師会の協力を得ながら、高次救急医療機能のネットワーク化に努める。</p> <p>また、多数の負傷者が発生する大規模災害等に対応するため、関係団体の連絡体制の強化、救急訓練の実施及び災害派遣医療チーム(DMAT)等の連携による救助・救急体制の充実を図る。</p>	健康福祉部
		<p>○ へき地における初期医療体制を確保し、市民が安心して医療に受けられる体制を維持する必要がある。</p>	保健医療・福祉	<p>【ドクターヘリとの連携強化】</p> <p>○ 急病や事故発生時に速やかな救急医療を提供できるドクターヘリ及び広島市消防ヘリコプター、広島県消防ヘリコプターを活用した医師・看護師の現場搬送及び救急医療を提供するドクターヘリの事業との緊密な連携・協力体制の確保を図る。</p> <p>また、山間部及び島し上部等から迅速に患者を搬送するため、地域医療拠点へのヘリポートの開設、ランデブーポイントの増設を推進する。【再掲】</p>	地域医療構想(p.18) <p>経営企画部</p> <p>消防本部</p>
		<p>○ 大量に重症患者が発生した場合にも十分な救急医療を提供できるよう、平時時から医療従事者の確保及び育成を促進する必要がある。</p>	保健医療・福祉	<p>【へき地医療の確保】</p> <p>○ へき地医療を確保するため、広島県等と連携し、へき地における診療所の維持や医師、看護師等の確保、活動支援を推進する。【再掲】</p> <p>【医療人材の確保】</p> <p>○ 広島県地域保健医療推進機構と連携し、医師、看護師等の医療従事者の確保に支障のないよう、各医療機関等が実施する人材育成等に係る研修等を推進・支援する。</p>	地域医療構想(p.17) <p>地域医療構想(p.20)</p> <p>健康福祉部</p>
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<p>○ 災害発生時に感染症の発生及びまん延を防ぐとともに、防疫体制の確立を図る必要がある。</p>	保健医療・福祉	<p>【感染症の発生防止等】</p> <p>○ 災害発生時には生活環境の悪化から感染症患者等の発生が予想される。感染症の発生及びまん延を防ぐため、平時時から感染症等に関する知識の普及や消毒体制等の防疫体制の確立、防疫用薬剤等の確保に努める。</p> <p>また、災害発生時には、防疫指導等の実施、感染症患者の早期発見など感染症の発生及びまん延防止に努める。</p> <p>特に避難所では、季節性インフルエンザやノロウイルスなどの感染性胃腸炎などの感染症が発生、まん延するおそれが高まることから、避難所での感染予防対策について市民へ周知し、避難所の環境整備や感染予防対策に努める。</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.87, 264-265)</p> <p>地域防災計画<地災対策編>(p.30)</p> <p>健康福祉部</p>
		<p>○ し尿や生活排水を処理する汚水処理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など重要な役割を担っていることから施設の整備を進めなければならない。</p>	住宅・まちづくり	<p>【汚水処理施設の整備】</p> <p>○ 汚水処理施設の改修・更新に備え、未整備地区に対して、効率的かつ計画的な汚水処理施設の整備を進めていく。また、停電対策として、非常用発電設備の整備等を行う。</p>	<p>汚水処理施設整備構想(p.1-2)</p> <p>建設部</p>
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<p>○ 避難所における衛生環境及び生活環境を保全するための環境整備を行う必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【避難所の環境整備】</p> <p>○ 避難生活の環境を良好に保つために換気、照明等の設備を整備するとともに、食料、水、仮設トイレ、マット、毛布、災害情報の入手に資する機器等の避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。また、整備にあたっては、高齢者や障害者等の要配慮者にも配慮した施設・設備を整備するよう努める。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に必要な物資の備蓄を進める。</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.22)</p> <p>第3期廿日市教育振興基本計画(p.19)</p> <p>教育部</p>
		<p>○ 高齢者や障害者など避難生活において一定の配慮を要するなど、一般の避難所で生活を続けることが困難な人のための避難場所を確保する必要がある。</p>	保健医療・福祉	<p>【福祉避難所の確保】</p> <p>○ 要配慮者及び災害発生後支援が必要となった者に対応するため、あらかじめ設置法人又は管理者と調整の上、福祉避難所としての了解を得て指定する。</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.23)</p> <p>健康福祉部</p>
		<p>○ 災害発生時に感染症の発生及びまん延を防ぐとともに、感染症患者に対する医療体制を確立するなど防疫体制の確立を図る必要がある。</p>	保健医療・福祉	<p>【感染症の発生防止等】</p> <p>○ 災害発生時における感染症患者等の発生が予想されるため、感染症の発生及びまん延を防ぐために防疫体制の確立、防疫用薬剤等の確保に努める。また、感染症患者の防疫体制の確立及び感染症等に関する知識の普及のための防疫体制の確立を図る。</p> <p>さらに、防疫活動に必要な薬剤等については、(一社)佐伯地区医師会、(社)広島県薬剤師会等と協定を締結し、災害時における調達手段を確保しておく。【再掲】</p>	<p>地域防災計画<地災対策編>(p.30)</p> <p>健康福祉部</p>
3	必要不可欠な行政機能を確保する	<p>○ 市庁舎等が被災し機能不全に陥った場合、災害応急業務や非常時優先業務等に支障を来すことから、公共建築物等の耐震化・長寿命化を行う必要がある。</p>	行政機能・消防/耐震・長寿命化	<p>【公共建築物等の耐震化・長寿命化】</p> <p>○ 災害発生時において、防災活動の拠点施設となる市庁舎、消防庁舎等について、非構造部材を含めた耐震化を図るとともに、施設及び設備の点検整備を定期的に行う。</p> <p>また、その他の公共建築物等については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化を進める。【再掲】</p>	<p>地域防災計画<地災対策編>(p.20)</p> <p>公共施設マネジメント基本方針(p.17)</p> <p>施設所管課</p>
		<p>○ 大規模な災害時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、民間事業者との災害協定や被災していない他の市町村との相互応援協定の整備充実を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【他団体からの応援の受け入れ】</p> <p>○ 災害発生時に各種団体の協力を得て被害を防ぎ、また、災害発生後の対応を行うため、あらかじめ、各種の協定を締結する。想定を超える大規模な災害が発生した場合に、他自治体からの応援を受けられるよう、事前の協定締結を進めるとともに、平時から受援体制を検討しておく。【再掲】</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.34)</p> <p>全課</p>
		<p>○ 大規模災害が発生した場合に行政機能が停滞しないよう、早期に非常時優先業務並びに災害応急業務及び災害対策業務に着手する体制の確保が必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【非常時優先業務等の早期着手】</p> <p>○ 大規模地震発生時に、非常時優先業務並びに災害応急業務及び災害対策業務に早期着手できるように、平時から、業務継続計画(BCP)に基づき、各部署等において発生後約1ヶ月程度、職員が組織的に対応するための具体的な行動計画(マニュアル)を作成し、定期的な教育、訓練を実施する。</p>	<p>業務継続計画【地災対策編】(p.9,16)</p> <p>全課</p>
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	<p>○ 通信網が被災した場合、災害対策活動に必要な情報の入手・伝達に多大な支障を来すおそれがあることから、あらゆる場面を想定し、多様な通信手段を確保する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【多様な通信手段の確保等】</p> <p>○ 災害時における各機関相互の窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておくものとする。</p> <p>また、有・無線系、地上系・衛星系等による通信の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星ネットワークは、大規模災害時における連絡の回避に留意しつつ、困、眼を通じた一体的な整備に努める。【再掲】</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.75)</p> <p>総務部(危機)</p>
		<p>○ 住民に必要な避難情報や災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線等の通信施設の整備・充実を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【通信施設・設備の整備・充実等】</p> <p>○ 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。</p> <p>さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】</p>	<p>地域防災計画<一般対策編>(p.24)</p> <p>地域防災計画<地災対策編>(p.20)</p> <p>総務部(危機)</p>

			<p>○ 火災・救急・救助等、生命及び身体に危機が迫っている住民を守るため、住民からの119番通報に対し迅速かつ的確に行動できるよう消防における通信業務の維持・向上させる必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【消防設備の整備等】 ○ 高機能消防指令センター、消防無線施設を核として、あらゆる防災情報を収集、処理、伝達する消防指令システムの維持管理及び更新を図る。</p>	消防計画(p.6) 遠隔地域自立備計画(H28-H32)(p.27)	消防本部
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<p>○ 通信網が被災した場合、災害対策活動に必要な情報の入手・伝達に多大な支障を来すおそれがあることから、あらゆる場面を想定し、多様な通信手段を確保する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【多様な通信手段の確保等】 ○ 災害時における各機関相互の窓口及び連絡系統を明確にするなど、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておくものとする。 また、有・無線系、地上系・衛星系等による通信の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県を通じた一体的な整備を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.75)	総務部(危機)
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<p>○ 住民に必要な避難情報や災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線等の通信施設の整備・充実を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【通信施設・設備の整備・充実等】 ○ 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.24) 地域防災計画<地震対策編>(p.20)	総務部(危機)
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<p>○ 通信網が被災した場合、災害対策活動に必要な情報の入手・伝達に多大な支障を来すおそれがあることから、あらゆる場面を想定し、多様な通信手段を確保する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【多様な通信手段の確保等】 ○ 災害時における各機関相互の窓口及び連絡系統を明確にするなど、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定めておくものとする。 また、有・無線系、地上系・衛星系等による通信の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県を通じた一体的な整備を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.75)	総務部(危機)
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<p>○ 住民に必要な避難情報や災害情報を確実に伝達するため、防災行政無線等の通信施設の整備・充実を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【通信施設・設備の整備・充実等】 ○ 平時より、防災行政無線をはじめとした通信施設等の定期的な点検・整備を実施するとともに、停電時に備え予備電源の確保に努める。また、無線従事者の養成及び訓練を行う。さらに、災害情報等を瞬時に住民へ伝達できるよう防災行政無線のデジタル化など通信施設・設備の充実を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.24) 地域防災計画<地震対策編>(p.20)	総務部(危機)
5	5-1	経済活動を機能不全に陥らせない	<p>○ サプライチェーンの寸断等による企業の生産力活動力の低下がある。</p> <p>○ 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、災害後早期に生産力の回復と経営の安定を図るよう、被災した中小企業への支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>○ 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、災害後早期に農林業の生産力の回復と経営の安定を図るよう、被災した農林漁業関係者への支援体制の構築を図る必要がある。</p> <p>○ 大規模災害発生後、失業等した被災者の生活基盤を確保するため、雇用支援を行っていく必要がある。</p>	リスクコミュニケーション 産業・観光 農林水産業 産業・観光 農林水産業 産業・観光 農林水産業	<p>【企業防災の促進】 ○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。</p> <p>【被災した中小企業への支援】 ○ 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、広島県県民共済協賛制度、廿日市中小企業融資制度などによる融資などを行えるよう、平時より関係機関等と連携を図る。</p> <p>【被災した農林漁業関係者への支援】 ○ 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、農林業の生産力の回復と経営の安定を図るため、農林漁業金融公庫法等により融資などを行えるよう、平時より関係機関等と連携を図る。</p> <p>【被災者の雇用の支援】 ○ 大規模災害の発生後、失業等した被災者の生活基盤となる雇用を確保するため、雇用支援や情報提供を行えるよう平時より雇労関係と連携を図る。</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.29) 地域防災計画<一般対策編>(p.190) 地域防災計画<一般対策編>(p.190) 地域防災計画<一般対策編>(p.189)	産業部 産業部 産業部 産業部
	5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動への甚大な影響	<p>○ 大規模災害発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業BCPの作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。</p> <p>○ 既存エネルギーの電力供給が停止した場合、市庁舎や避難所となる市民センターや学校などでの災害対策活動に支障を来すだけでなく、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあることから、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を目指す必要がある。</p>	リスクコミュニケーション 環境・エネルギー	<p>【企業防災の促進】 ○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。【再掲】</p> <p>【再生可能エネルギー設備等の導入】 ○ 公共施設の新築や改築に併せて屋根を活用した太陽光発電設備の導入を促進する。また、太陽光、地熱、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備等の普及・啓発に取り組む。</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.29) 第2次環境基本計画(p.54)	産業部 生活環境部 施設所管課
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流、人流への甚大な影響	<p>○ 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)</p> <p>○ 電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。</p>	住宅・まちづくり 住宅・まちづくり/耐震・長寿命化 住宅・まちづくり	<p>【道路交通の確保】 ○ 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路路上にある橋りょうの耐震補修・耐震補修対策を推進するとともに、道路斜面等の防災対策として、おそれのある区画を回避し、代替する道路の整備を推進する。【再掲】</p> <p>【インフラ施設の長寿命化】 ○ 道路・橋りょう、水道・下水道、公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行います。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。【再掲】</p> <p>【海岸保全施設の整備等】 ○ 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。【再掲】</p> <p>【無電柱化の推進】 ○ 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行って無電柱化を推進する。【再掲】</p>	第10次交通安全計画(p.18) 廿日市橋りょう長寿命化修繕計画(p.5) 公共施設マネジメント基本方針(p.19-21)	建設部 建設部 施設所管課
	5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	<p>○ 大規模災害発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業BCPの作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【企業防災の促進】 ○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.29)	産業部
	5-5	食料等の安定供給の停滞	<p>○ 大規模災害発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業BCPの作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。</p> <p>○ 大規模災害により物流がストップした場合に備え、食糧・飲料水・生活必需品等の備蓄を行う必要がある。</p> <p>また、大規模災害により物資供給が長期にわたり停止した場合、「公助」のみでは食料等の提供が十分でない事態も想定されることから、家庭や事業所内における備蓄の充実を図る必要がある。</p>	リスクコミュニケーション 行政機能・消防 リスクコミュニケーション 産業・観光・農林水産業/耐震・長寿命化	<p>【企業防災の促進】 ○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。【再掲】</p> <p>【食糧・物資等の備蓄】 ○ 各地域において物資の備蓄を図り、物資の確保が困難となった被災者に対して、食糧・飲料水・生活必需品を供給し、円滑な応急対策を行うため、地震対策で備蓄した食糧、生活必需品等を有効的に活用する。【再掲】</p> <p>【住民等の食糧・物資等の備蓄に向けた啓発】 ○ 住民・事業者に対して、災害の発生した日から3日分、可能な限り1週間分程度の食糧、生活必需品等の備蓄に努めるよう啓発を行う。【再掲】</p> <p>【漁港施設等の長寿命化】 ○ 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行う。計画的・効率的な維持管理によって、施設の長寿命化を図る。【再掲】</p> <p>【海岸保全施設の整備】 ○ 高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐために、海岸保全施設を適切に整備を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.20) 地域防災計画<一般対策編>(p.20) 地域防災計画<一般対策編>(p.20)	総務部(危機) 総務部(危機) 地域振興部 産業部
	5-6	異常洪水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	<p>○ 本市は、水源の大部分を県用水からの受水で断っており、災害や事故などにより、県用水からの供給が止まった場合、市内への配水が滞ることになることから、非常時の給水確保を進める必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【水源の確保】 ○ 宅間給水確保の観点から、現在保有している自己水源の水保全を含めて、予備水源の活用など、非常時における自己水源のあり方を検討する必要がある。【再掲】</p>	水道企業団広域計画(p.37)	水道企業団
6	6-1	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	<p>○ 電力供給が遮断した時に備え、市役所等への非常用自家発電設備等を設置するなど非常用電源の確保を進めるが、引き続き、非常用電源の確保に向けた取組を推進する必要がある。</p> <p>○ 既存エネルギーの電力供給が停止した場合、市庁舎や避難所となる市民センターや学校などでの災害対策活動に支障を来すだけでなく、家庭や企業等で電気製品が使用できなくなり、市民生活や経済活動に甚大な影響が及ぶおそれがあることから、太陽光発電等の新エネルギー設備の導入を目指す必要がある。</p> <p>○ 大規模災害発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業BCPの作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。</p> <p>○ 地震等による電柱の倒壊や架空電線の断線などにより電力供給が寸断されないよう、無電柱化等を着実に推進していく必要がある。</p>	行政機能・消防 環境・エネルギー リスクコミュニケーション 住宅・まちづくり	<p>【非常用電源等の確保】 ○ 不特定かつ多数の者が出入りする施設や災害対策本部等が置かれるなど災害応急対策上重要な建物に、非常用電源(自家発電設備及び過酸電機等)の確保を進める。</p> <p>【再生可能エネルギー設備等の導入】 ○ 公共施設の新築や改築に併せて屋根を活用した太陽光発電設備の導入を促進する。また、太陽光、地熱、中小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギーを活用した設備等の普及・啓発に取り組む。</p> <p>【企業防災の促進】 ○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。【再掲】</p> <p>【無電柱化の推進】 ○ 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行って無電柱化を推進する。【再掲】</p> <p>【応急給水施設の整備】 ○ 水道施設が被災し断水に至った場合に備え、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を確保するとともに、指定緊急避難場所等に仮設給水栓や応急給水槽を設置するため、応急給水施設の整備を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<地震対策編>(p.91-92) 第2次環境基本計画(p.54) 地域防災計画<一般対策編>(p.29) 第10次交通安全計画(p.16)	施設所管課 生活環境部 施設所管課 建設部
	6-2	水道の長期間にわたる供給停止	<p>○ 水道施設が被災した場合に備え、応急給水体制の整備を図り、災害時の飲料水を確保するとともに、被害を最小限にとどめため、水道施設の適切な更新・整備等を行う必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【応急給水施設の整備】 ○ 水道施設が被災し断水に至った場合に備え、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を確保するとともに、指定緊急避難場所等に仮設給水栓や応急給水槽を設置するため、応急給水施設の整備を図る。【再掲】</p>	地域防災計画<一般対策編>(p.13)	水道企業団

			<p>○ 道路及び橋りょうは、災害時において火災の延焼を防ぎ、住民の避難、防災機関による防災活動等の動線として欠くことのできない防災施設であることから、適切な整備・維持管理を行う必要がある。</p>	住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【道路等の整備・維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所と公共施設等を有機的に連携させる道路並びに災害応対策活動の地区拠点となる支部周辺の道路の整備を重点的に行うとともに、橋りょうの耐震補強・維持修繕を行い、耐震性の向上・長寿命化を図るとする。その他の道路についても、橋りょう、道路のり面等の点検補強・修繕に努めるとともに、狭い道路の拡幅についても逐次行うものとする。【再掲】 	地域防災計画<地震対策編>(p.21)	
			<p>○ 公園及び緑地は、災害時において指定緊急避難場所、火災の延焼の防止等有効な役割を果たすものであることから適切な整備・維持管理を行う必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【公園・緑地の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災施設としての機能も踏まえた公園及び緑地の整備に努める。【再掲】 	地域防災計画<地震対策編>(p.21)	建設部
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	<p>○ 高潮又は河川の増水による水面貯木場からの木材の流出や、港船舶の転覆座礁等の事故を防止する必要がある。</p> <p>○ 大規模地震・津波や高潮に備え、防波堤などの防災施設の整備を促進する必要がある。</p> <p>○ 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、機能保全計画に基づく漁港施設の老朽化対策を実施していく必要がある。また、漁港背後地の生命・財産を防護するため、長寿命化計画に基づく漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を実施していく必要がある。なお、高潮・津波による広域的な浸水を防ぐためには、海岸保全施設を適切に整備していく必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業/耐震・長寿命化	<p>【岸本対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平日市警察署、広島海上保安部等の関係機関と平素から連絡を密にし、貯木場管理者、木材取扱者等に対し、災害の発生おそれがある場合に管理者等に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示ができる体制を整備する。 <p>【海岸保全施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。【再掲】 <p>【漁港施設等の長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁港施設及び漁港区域の海岸保全施設の老朽化対策を行う計画の効率的な維持管理によって、施設の長寿命化を図る。【再掲】 【海岸保全施設の整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮・津波による広域的な浸水を防ぐために、海岸保全施設を適切に整備を図る。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.133)	産業部
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	<p>○ 住宅・建物の倒壊による道路等の閉塞を発生させないために、住宅・建物の耐震化を進める必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【住宅・建築物の耐震性の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存建築物の耐震性の向上を図ると、防災拠点建築物や大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物、住宅及び不特定多数が利用するものなど既存建築物について、耐震診断・改修の啓発・指導を行うとともに補助制度を実施し、耐震化に係る施策を総合的に推進する。【再掲】 	地域防災計画<地震対策編>(p.19)	建設部
				リスクコミュニケーション	<p>【住宅・建築物の耐震化に向けた啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物所有者等に対する耐震診断・改修の啓発及び知識の普及を図るため、パンフレットや「地震防災マップ」を活用するとともに、相談窓口を設置し、耐震診断・改修の必要性や支援制度等の情報提供に努める。【再掲】 	耐震改修促進計画(p.26-27)	建設部
				住宅・まちづくり	<p>【ブロック等々の安全対策の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震等によるブロック等々の倒壊による通行人への被害防止や迅速な避難のための経路を確保するため、道路に面する倒壊のおそれのあるブロック等々の除却及び代替を支援する。【再掲】 	住生活基本計画(p.90)	建設部
			<p>○ 電柱の倒壊による道路の閉塞や、電線の垂れ下がりによる危険を防ぐため、無電柱化を推進する必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【無電柱化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電柱の倒壊により停電や火災、道路の寸断等を防ぐため、道路の新設、拡幅等を行う際に無電柱化を推進する。【再掲】 	第10次交通安全計画(p.16)	建設部
			<p>○ 大規模災害が発生した場合においても応急活動を迅速かつ安全に実施できるよう、道路交通の確保が必要である。(リダンダンシーの確保)</p>	住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【道路交通の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路にある橋りょうの耐震補強・維持修繕対策を推進するとともに、道路沿面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。【再掲】 	第10次交通安全計画(p.18)	建設部
				住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【沿道・沿路施設の長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路・橋りょう・水道・下水道・公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行います。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。【再掲】 	公共施設マネジメント基本方針(p.19-21)	施設所管課
				住宅・まちづくり	<p>【海岸保全施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防波堤、護岸等の海岸保全施設の整備を行うとともに、鳴川海岸沿いの国道2号防災・減災対策を促進する。【再掲】 	都市計画マスタープラン(p.63)	建設部
			<p>○ 災害時、広域幹線道路等の大規模な渋滞の発生により、救助・救急活動や物資の輸送等に多大な支障をきたすおそれがあることから、道路のダブルネットワーク化などの機能強化が必要である。</p>	住宅・まちづくり	<p>【交通渋滞の緩和】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路における慢性的な渋滞を緩和するなど、円滑な交通流動を確保するよう、国道2号、広島南道路、主要地方道廿日市佐伯線、一般県道廿日市環状線など広域幹線道路の整備を促進する。【再掲】 	都市計画マスタープラン(p.27)	建設部
	7-4	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	<p>○ 大規模な地震や大雨等によりため池が決壊した場合、下流に多大な影響、被害が発生する可能性があることから、ため池の現状を把握し、また、決壊時の被害範囲を把握しつつ、ため池の整備、保全を図る必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【ため池の改修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ため池等の改修について考慮する。 	地域防災計画<一般対策編>(p.80)	産業部
			<p>○ 集中豪雨や、高潮による浸水被害が想定されるが、雨水整備は膨大な費用と時間を要するため、効率的に整備を進めていく必要がある。また、震災時における下水道のライフラインを確保するため、各施設の耐震化をすすめていく必要がある。</p>	住宅・まちづくり/耐震・長寿命化	<p>【排水施設等の老朽化対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理場やポンプ施設については、多くの設備機器が更新時期を迎えていることから、長寿命化の視点で更新を進める。また、管渠の整備の際に耐震資材を使用するとともに、処理場やポンプ場について耐震性等の調査を行い、施設の更新に合わせて耐震対策を進める。 	公共下水道事業中期経営計画(p.6)	建設部
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出	<p>○ 危険物、有毒樹液等を取り扱う事業者において災害・事故等が発生した場合でも、当該事業者が早期に復旧し被害の拡散防止等に努める必要がある。</p> <p>○ 危険物等を取り扱う事業者に対し、事故を未然に防ぐために平時から指導を定期的に行う必要がある。</p> <p>○ 大規模な災害時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、民間事業者との災害協定や被災していない他の市町村との相互応援協定の整備充実を図る必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【企業防災の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.29)	産業部
				行政機能・消防	<p>【事故等の平時指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物等を取り扱う事業所に対し、消防法に基づき、その管理状況等を定期的に点検を行い、事故等の平時指導を行う。 	消防計画(p.12-13)	消防本部
				行政機能・消防	<p>【他団体からの応援の受け入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に各種団体の協力を得て被害を防ぎ、また、災害発生後の対応を行うため、あらかじめ、各種の協定を締結する。想定を超えた大規模な災害が発生した場合に、他自治体からの応援を受けられるよう、事前の協定締結を進めるとともに、平時から受援体制を整えていく。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.34)	全課
	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	<p>○ 農業が衰退し、耕作放棄地の拡大とともに、農山漁村地域の活力が乏しい。水路・農道等農業基盤施設の整備・長寿命化や、担い手の確保・育成とともに人の集まる場づくりなど農山漁村の活性化を進める必要がある。</p> <p>○ 森林は、地球温暖化の抑止、水源かん養、災害防止などの重要な機能を有することから、これを保全する必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業	<p>【農地の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農道、水路、農業用ハウスの農業基盤施設を計画的に整備するほか、認定農業者や新規就農者等の多様な農業経営者の育成等により、耕作放棄地の発生を防ぎ農地を保全するとともに、農山漁村の活性化を進める。 <p>【森林の保全等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域周辺の森林、土砂流出防止機能を有する森林などを保全するため保安林等既存制度の活用を図るとともに、林内路網の計画的な整備を進める。 また、縦開伐等により森林の適正管理を行うとともに、荒廃した人工林や里山林の再生などする仕組みを構築し、市民協働による森づくりを推進する。【再掲】 	緑の基本計画(p.30)	産業部
				住宅・まちづくり		第6次総合計画前期基本計画(p.35)はつかい未来ビジョン2035前期基本計画(p57)	産業部
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態に備える</p>	環境・エネルギー	<p>【災害廃棄物の適切な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「廿日市市災害廃棄物処理計画」に定める内容について、平時時から職員一週知るとともに、災害時に有効に活用できるよう、教育訓練を継続的に行う。 	災害廃棄物処理計画(p.65)	生活環境部
		8-2	<p>復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態</p>	住宅・まちづくり	<p>【応急復旧要員の迅速な確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急復旧を実施するために必要な要員及び建設機械を確保できるよう、あらかじめ建設業者に対して協力を要請しておくものとする。 なお、人員が不足する場合には、迅速かつ効率的な応急対策を実施するため、他の地方公共団体等へ応援を要請することから、平時より関係機関と連携を図る。【再掲】 	地域防災計画<一般対策編>(p.163)	建設部
			<p>○ 本市職員の中でも復興のための知識や技術が継承できるような人材育成を行うとともに、優れた人材を確保する必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【市職員の人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員においても、職場研修等を通じ、上司等が実務を通して知識や技術等の向上について、意図的、計画的、継続的に指導・支援を行い人材育成を図る。また、広域用情報を発信し、廿日市の未来を担った資質を有する人材を確保する。 	人材育成・確保基本方針(p.14-17,28-32)	総務部
			<p>○ 住民が被災前の生活を早期に取り戻すためには、住居内に侵入した土砂等の撤去をはじめ多くのマンパワーを要することから、ボランティアの迅速かつ有効な活用を図る必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【ボランティア等民間団体との連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、専門的な資格や技能を有する者や支援項目毎のボランティア団体の活動把握に努める。また、平時から、はつかい未来ビジョン2035前期基本計画等民間団体との連携を深め、災害発生時の協働体制の確立に努める。 	地域防災計画<一般対策編>(p.28,121)	総務部(危機)

		<p>○ 大規模な災害時には、市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、民間事業者との災害協定や被災していない他の市町村との相互応援協定の整備充実を図る必要がある。</p>	行政機能・消防	<p>【他団体からの応援の受入れ】</p> <p>○ 災害発生時に各種団体の協力を得て被害を防ぎ、また、災害発生後の対応を行うため、あらかじめ、各種の協定を締結する。想定を越えた大規模な災害が発生した場合に、他自治体からの応援を受けられるよう、事前の協定締結を進めていくとともに、平時から受援体制を検討しておく。【再掲】</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.34)	全課
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	<p>○ 地震等により地盤の液状化の危険性がある地域の建築物等については、地盤改良等の対策が必要であることから、住民等に対して意識啓発する必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【液状化等の危険の周知】</p> <p>○ 地震時における地盤の液状化や建築物の倒壊等の危険性を示した地震ハザードマップを活用し、住民への意識啓発の推進する。</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.15)	総務部(危機)地域振興部
8-4	貴重な文化財や歴史的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	<p>○ 大規模災害により貴重な文化財が損失しないよう、文化財所有者等の防災意識の向上を図っていく必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【文化財の保護】</p> <p>○ 市内文化財の実態を把握するとともに、防災対策について文化財所有者、管理者に対し、防災施設の点検や可能な修理補強等を指導し、安全の確保と文化財に対する防災意識の啓発を図る。</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.90-91)	教育部
		<p>○ 大規模災害により文化財に被害が生じた場合に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。</p> <p>また、災害により地域の文化・風習を衰退させないような仕組み作りが必要である。</p>	文化・教育	<p>【文化・風習の継承】</p> <p>○ 文化財の保存修理や、神楽等地域の民俗芸能を継承する活動を支援する。</p>	第3期甘日市市教育振興基本計画(p.18-19)	教育部
				<p>○ 被災時のライフラインの早期復旧のための資材置き場として、周辺自治体と土地の提供について協定をすすめる。</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.17)	建設部
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	<p>○ 大規模災害発生後、早期にライフラインを復旧させるため、資材置き場を確保する必要がある。</p> <p>○ 大規模災害時、緊急対応として、激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合、市営住宅の提供を行うことから、市営住宅等ストックの形成を図る必要がある。</p>	住宅・まちづくり	<p>【市営住宅の長寿命化等】</p> <p>○ 市営住宅等の計画的な修繕・長寿命化を進めるとともに、防災・減災に配慮した市営住宅等の再配置を促進する。【再掲】</p>	住生活基本計画(p.77)	建設部
8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	<p>○ 大規模災害発生時に、企業活動の継続性の確保のために企業BCPの作成を促進するなど、企業の防災活動を支援する必要がある。</p>	リスクコミュニケーション	<p>【企業防災の促進】</p> <p>○ 企業の防災活動に資するため、情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うように努める。【再掲】</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.29)	産業部
		<p>○ 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、災害後早期に生産力の回復と経営の安定を図れるよう、被災した中小企業への支援体制の構築を図る必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業	<p>【被災した中小企業への支援】</p> <p>○ 災害により被害を受けた中小企業の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、広島県県費預託融資制度、甘日市市中小企業融資制度などによる融資などを行えるよう、平時より関係機関等と連携を図る。【再掲】</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.190)	産業部
		<p>○ 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、災害後早期に農林業の生産力の回復と経営の安定を図れるよう、被災した農林漁業科塔への支援体制の構築を図る必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業	<p>【被災した農林漁業関係者への支援】</p> <p>○ 災害により被害を受けた農林漁業者等の復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、農林漁業金融公庫法等により融資などを行えるよう、平時より関係機関等と連携を図る。【再掲】</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.190)	産業部
		<p>○ 大規模災害発生後、失業等した被災者の生活基盤を確保するため、雇用支援を行っていく必要がある。</p>	産業・観光・農林水産業	<p>【被災者の雇用の支援】</p> <p>○ 大規模災害の発生後に失業等した被災者の生活基盤となる雇用を確保するため、雇用支援や情報提供を行えるよう平時より県や労働局と連携を図る。【再掲】</p>	地域防災計画＜一般対策編＞(p.189)	産業部